

議 事 日 程

平成27年第1回浜中町議会定例会

平成27年3月17日午前10時開議

日 程	議案番号	議 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第25号	平成27年度浜中町一般会計予算

◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） 前日に引続き会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員は、前日同様であります。

◎日程第2 議案第25号平成27年度浜中町一般会計予算

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議案第25号3款民生費の質疑を続けます。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 数点にわたって質問させていただきます。

まず87ページその他、社会福祉に要する経費の中で、委託料と負担金に関して、まず聞きたいと思います。

委託料ですけれども、昨年子ども子育て支援計画策定業務委託料ということで、29万5千400円が計上されておりまして、その前の年には、ニーズ調査をやるということで126万円が計上されて実施されました。それでこの計画については、平成27年から31年までの5ヵ年計画ということで、もう既に策定が終わっているというふうに理解しておりますが、これらの公表については、いつ頃どういう形で公表されるのか伺いたいと思います。合わせて同じ計画でも、障がい者福祉計画も平成27年から29年までの3ヵ年計画で第4期目が、昨年ですけれども258万6,000円に委託料で作成されていると思います。これも合わせてどういう形で公表されるのか、事務資料として活用するのか、その辺お聞かせいただきたいと思います。

それから負担金の方ですけれども、社会福祉協議会補助がありますが、前年に比較し

て予算的には163万5,000円増えております。昨年は運営費補助で2,348万円、それから介護センターの運営費補助ということで957万円、介護プランナーセンターの運営補助ということ275万円の3,580万円が計上されておりました。

この社会福祉協議会は町の分身という形で、色んな事業を行っておりますけれども、地域福祉活動のボランティア事業、あるいは日常生活自立支援事業とか、後は在宅福祉サービスのデイサービス事業等について多方面の事業をやっております。今回163万5,000円増えた内訳についてですけれども資料といいますか、説明の中であったのかと思いますけれども、人工透析患者の厚岸町立病院の移送委託にかかる部分が増えたから、この分が人件費的に増えてきたのかと、その辺教えていただきたいと思っております。

それから93ページの障がい福祉サービス費の経費についても、前年対比で984万円増えておりますが、この内訳を教えてください。

それから95ページと101ページにあります、成年後見制度の内容でありますけれども、これは新しく成年後見制度利用支援手数料、それから成年後見人報酬等助成ということでありますけれども、成年後見人につきましては、知的障がい者等、あるいは認知症老人等の判断力が不十分な人になって、本人の為になる援助をする人のことだと理解をしておりますが、この中で身上監護と財産管理を行うとなっておりますが、具体的にはどういうことをやるのが成年後見人の仕事なのか。

それから本町には、成年後見人として家庭裁判所が認めて活動している方は何人おられるのか、お聞きをしたいと思います。それから扶助費の報償の内容について、専門職に対する報酬については、これは後見人にも親族後見人と専門職後継人がいると聞いておりますけれども、その報酬については、本人の財産から支払われるものと思っておりますけれども、今回の予算ですけれども報酬が助成されるとなっておりますが、これはどういう内容になっているのかも、お知らせいただきたいと思っております。

それから101ページ、昨年も聞きましたけれども、社会福祉法人浜中福祉会野いちごに対する予算でありますけれども、これは平成8年から27年度までの元利償還見合分を補助金として交付されているのと、それから運営費補助金ということで、補助が出されております。今年是最終年で2,302万5,000円位の償還で終わると思っております。

それから運営費については、324万円くらいになるのかと思っておりますけれども、来年度以降、償還金が無くなる訳で運営費だけの補助になるのか。昨年も聞きましたけ

れども、今後、今の野いちごの施設全体ですね。浜中町の福祉関係では大いに役立っているものですから、例えば増床するとか、あるいは改修計画があるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから最後ですけれども107ページ、放課後児童クラブ運営に要する経費ですが、これについても賃金が131万5,000円増えております。これは実は小学校6年生まで拡大をするということですが、それに伴う人件費の増かと思うのですけれども、その辺をお知らせいただきたいのと、商工費に関連していきますけれども、将来的に児童クラブに通う子供たちが増えた場合、何処を活用して何処でやっていくのか。

その辺についても、お知らせをいただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず87ページのその他、社会福祉に要する経費で昨年といたしますか、26年度に子ども子育ての支援計画の策定委託料を計上させていただいた関係ですけれども、子ども子育て支援計画はもう素案ができておりまして、印刷にかける段階になっております。これらの公表をどうするかということでございますけれども、議員の皆様には出来ましたら配布をさせていただきたいと思います。もし説明の機会がありましたら、簡単に説明をしたいと思っております。

それから町民の皆さまには、ホームページ等で公表したいと思っております。合わせまして障がい者の福祉計画ですけれども、素案ができておりますけれども、最後の策定委員会にかけておりませんので、策定委員会が終了後、本計画の策定に入ります。

これもどういう形で公表されるのかということでございますが、議員の皆様には配布をしたいと思っておりますし、ホームページなどで公表していきたいと思っております。

それと負担金の社会福祉扶助の社会福祉協議会への補助ですけれども、この163万5,000円ですが、今年の9月くらいに実はホームヘルプ事業所が1ヵ所閉鎖になりまして、人員増ということで補正を上げさせていただきました。その関係で人員的に今年の予算と1人増えておりますので、その分の増額でございます。

それと93ページの障がい福祉サービスにつきましては、各種福祉サービスがございますけれども、色々増減がありますが、主にグループホームに入った方が増えましたので、その分の超過分でございます。

それから95ページと101ページの成年後見人報酬等助成事業でございますが、まず成年後見人の役割についてご説明いたします。成年後見制度というのは、認知症であ

りますとか、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方が、不動産や預貯金などを管理したり、介護などの契約をすることができなくなってしまうので、青年後見人が支援するという制度です。後見人を選任する為には、家庭裁判所に申し立てをしなければならないこととなっていて、後見人が決定しましたら応分の報酬が必要になってきます。それで町内に何人居るかということでは、26年度に研修事業を行いまして、後継人の養成研修が終わった方は何人かいらっしゃるのですけれども、先ほど申しましたように家庭裁判所に申し立てをしなければいけないので、申し立てをしていらっしゃる方はその中にはいらっしゃいません。

ただ、ご家族の後見人などの為に、家庭裁判所に申し立てをして、その中でも後見人として認められる方が何人か居るということは聞いておりますけれども、人数としては押さえてはおりません。それでこの度の報酬等助成につきましては、まず自分で財力があって申し立てとができる方は良いのですけれども、申し立てにも費用がかかりまして、この申し立ての対象となる方が、成年後見制度を自ら利用する事は困難な方、例えば生活保護の方でありますとか、財産はあるけれども、低所得の方とかを対象といたします。

助成の内容ですが、まず裁判所への申し立ての費用の助成を行います。それと後見人報酬の助成ということで、それも支払うことが困難な方を対象といたします。

主に生活保護を受けていらっしゃる方が対象となってきます。後ほど例えば、近辺に親族の方が居ないということで、急遽申し立てたとか報酬を払わなきゃいけないということになった場合は、役場が払うのですが、その後、親族の方が出てきたりして支払い能力が出てきた場合には、払い戻しをしていただくことにしています。

それと浜中福祉会への運営費の補助ですけれども、議員おっしゃられるとおり償還金の返還は27年度で終了いたします。増床か改修の話が出ているかというお話ですけれども介護保険計画の中で、増床の計画というのは見込みませんでした。それで今グループホームも1床空いている状況ですので、特別養護老人ホームの待機の方が、一番最近の数で25名です。かなり待機の方が減っているという状況がありますので、そういう状況を鑑みまして増床の計画というのは立てませんでした。それで改修は建って何年も経っておりますので、改修が必要なところもあると聞いておりますので、今後詰めていきたいと思っております。

107ページ、放課後児童クラブの増額の理由ですけれども、放課後児童クラブにつきましては、実は浜中地区の放課後児童クラブの利用者が非常に減少しているというこ

とで、今現在2名の方が来所されているのですが、殆ど休みがちで今後も入所の見込みがないということで、実は閉鎖することになりました。保護者の方への説明や学校等への説明も終わっているのですけれども、1人の指導員が浜中担当でしたので、職員的には増員ということはないのですけれども、放課後児童クラブも実は去年といたしますか26年度中に1名増員しております。

というのは、少し手が必要なお子さんが入所されるということで、急遽補正をさせていただきましたけれども、その補正をした人員1名で足りるので人員的には去年の当初予算よりは予算的には増えておりますけれども、人員的には26年度と変わらない人員の中で運営をしていきたいと思っております。

それと将来的にどこでやっていくのかということですが、福祉保健課でも考えてはいるのですけれども、勤労青少年ホーム、今霧多布で使用させていただいておりますけれども、老朽化もしているということもありまして、学校施設の中でやっていくことが望ましいということも言われておりますので、今後そのような方向も考え合わせながら、小学校の中で出来れば望ましいのかと思っておりますので、今後そのようなことも検討していきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 87ページの子ども子育ての部分と障がい者福祉計画の関係については、素案が出来たり計画が完全に出来て印刷が終わった段階で、議会に資料を配布して機会があれば説明もしたいということですので、是非お願いしたいと思っております。

合わせて町民に関してはホームページで周知したいということですから、それで結構だと思います。87ページの部分については理解をいたしました。

それから89ページの社協への補助ですけれども、これについても、年度途中で補正したものということで理解をいたしました。

93ページのグループホーム入所の増ですけれども、これは説明しましてくれましたか。メモ取れませんでしたのでもう一度お願いします。

95ページ成年後見人の役割については、私も少し調べてきて判断能力が不十分な人になって、本人のために援助をする人で、これについては、身上監護と財産管理、言ってみれば施設入所に入るときの契約とか入院とかの手続きをする、あるいは財産管理については、預金通帳とか保険証書を預かって、それらを年金だとかそういうものを受け取ったり本人が変わって管理をすると、帳簿をきちんとつけて管理をするといった仕

事だと聞いております。

それで家庭裁判所に申し出をして、後見人になるということも今確認をさせていただきました。何人居るかについては不明だということでもありますので、これは個人の守秘義務にあたる分もありますから、一生懸命やっておられる方も町内には居るのかなという程度にとどめておきたいと思っております。

それから報酬の関係ですけれども、その裁判所に申し立てをする際にかかる費用、これについての助成だということでは理解しておりますが、それでよろしいですね。

そして対象者は生活保護の方、あるいは低所得者の方に対して行くと、今考えられているのは、多分親族後見人そういう方が出てきたり、専門職の後見人、この人方をお願いをするという場合については、その人の持っている資産から支払われると私は聞いていたのですけれども、今の話を聞きますと、親族後見人になった場合について、その家族の方の資産がある場合については、一旦は助成するけれども、また戻してもらうということだと、その様に聞こえたのですけれども、そうではないのですか。そうでなければもう一度理解出来るように、その辺だけ改めてお伺いをしたいと思います。

それと町の方で養成研修を行ったというのが、市民後見人の研修だと理解しております。その市民後見人と成年後見人の違いといいますか、大きく違うところがあればそれをお知らせいただきたいと思います。

101ページの野いちごへの補助、これについては今年度で終わるということも確認をとれました。それから増床は今の介護保険福祉計画では見込んでいないと、それから改修等が当然長い間使われておりますから、改修もあるだろうということで、今後、野いちごと、この改修計画については詰めていくということで理解をしておきたいと思えます。それから放課後児童クラブについても、前年補正予算で増員したもので特別手にかかる子どもの為に1名増員したというのは、私の記憶の中にもあります。

その分の当初予算対比をしておりますので、その辺は理解できました。将来的な活用の仕方ですけれども、今回小学校6年生まで拡大したという事で、多分、霧多布地区は勤労青少年ホームでは狭くて、鉄骨造りですから大きな地震が来て大破損した経過もあります。そんなことであそこでは難しいのかなということから、将来的には小学校の空き教室を活用してというようなことも十分理解できますので、そういう方向になるのかどうか。改めてお伺いをしたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 93ページの障がい福祉サービスの増化、福祉サービスの予算額の増加について、先ほどもご説明しましたけれども、グループホームに入所されている方が増えましたので、その分色んなサービスの金額増減はしておりますけれども、一番大きな理由としては、グループホームに入った方が増えましたので、その分の増加ということになります。

それと95ページの成年後見人の関係ですけれども、先ほどご説明したのは、家庭裁判所に申し立てする時の申し立てに要する費用の助成と、それから後見人の報酬の助成、この2種類があるのですけれども、両方とも生活保護の方が中心になるかと思いますが、費用の支払いが困難であるという方に対しての助成でございます。

それで報酬の関係ですが、報酬の助成は成年後見人が親族の場合は対象から除くこととしています。それで先程、払い戻しという話ですが、後見人の報酬というのは、月額が2～3万円掛かるのですが、それを専門的といいますか、後見人報酬の支払いが困難な方に対して、親族とかなど関係なく親族の方は除くのですけれども、貢献に対する報酬が生じた時に、それを助成するというところでございます。

そして、その支払いが困難である今の状況、急遽使わなくてはならない時もありますので助成をするのですけれども、後々支払う能力のある親族が出てきたりした時には、払い戻しをしてもらうことにしているというところでございます。

それと市民後見人と成年後見人の違いは何かということでございますけれども、市民後見人も成年後見人に入るんですけれども、市民後見人では出来ることが限られております。判断能力があるかないかという、全くあるか僅かに残っているかというところで残っている方だけが対象になってくるんです。市民後見人はできる事が限られてきて、全く判断能力が無い方に対しては、ある程度の専門家が後見人として付くということが定められております、ということです。

それと児童クラブの関係ですけれども、将来的に小学校を使うことになるかどうかということでございますが、望ましいということは言われておりますけれども、本格的な協議をまだしておりませんので、将来的にそうなるかどうかというのは、まだここでは申し上げられません。

ただ今の高学年が、これから27年度は増えるのですけれども、2階の会議室にカーペットを敷きまして、実質使えるようにいたしますので、1階と2階で低学年と高学年というふうに分けて部屋を使うこともできますし、少ない人数の時には一緒に一部屋

で居るといふことも出来るようにしたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 概ね理解をしたのですけれども、市民後見人の関係ですけれども、判断能力が若干なり残っている方を、市民後見人が支えるというようなことで、成年後見人との違いはそこです。ということで業務内容等については、同じでしょうか。

要は身上監護だとか財産管理の部分では、同じ内容のことをするのかどうか。市民後見人というのは多分、全く無報酬でその方々を支えるというふうに理解しているのですけれども、その通りで良いのかどうかをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから放課後児童クラブの関係については、それ以上聞いても先が解りませんので結構でございます。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 市民後見人と本職と言ひますか、専門職の後見人の違いですけれども、何処がどういふふうに細かくやれることが違ふのかという事は、今手元に資料がございませぬので、後で詳しいことをお知らせしたいと思ひます。

それと報酬ですけれども、それも確実なことが解りませぬので、後ほどお知らせしたいと思ひます。記憶の中にはそうだったかなといふのはあるのですが、今ここで不確実な答弁はできませんので後ほどお知らせしたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 95ページの障がい者自立支援事業に要する経費で、医療費給付ですけれども、これは250万円くらいアップしてひます。それで昨年度は補正が一度もなかったと記憶してひるのですけれども、今年度この額がアップになったといふのは単純に対象者が増えたのかどうかといふ点。

それと101ページ、デイサービスですけれども、これも300万円くらい増えていると思ひるのですけれども、これの昨年度の利用者数と利用回数を踏まえた今年度の回数見込と思ひのですが、昨年度の利用回数を教えてください。

それと105ページのケアプランですけれども、これは25年度の決算で確定してひるのが、マネジメント数が355で支援利用者が231件となつてひます。これは26年度が確定してひるのであれば、この数を教えていただきたいと思ひます。

それと107ページ、放課後児童クラブです。先ほど浜中は利用者が減つたので閉所するといふお話でした。これは6年生までになつて当然残りの霧多布・茶内の児童数が

増えると思うのですが、その見込みでよろしいので解れば増える人数、それと増えた場合に、浜中でこの業務にあたっていた方が、そのまま増えた地区の方に回るのか、それで増えた場合でも、この賃金というのはこの額で間に合うのかどうか。その点を教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず95ページの障害者自立支援医療に要する経費の扶助費の増額の理由でございます。これは透析をしている方の主に医療費となりますけれども、昨年の当初の見込みと、今年度の当初の見込みで人数が2名程増えておりますので、その分の増額でございます。

それと101ページの、デイサービスの300万円程度増額した理由でございます。まず利用者数の増減が若干ありますけれども、これは人件費のベースアップでありますとか、異動による100万円程度の増額と、それから電気代ですね。電気代が増額しましたので100万円程度の増額です。それと送迎の車両をキャラバン1台購入しまして、それを5年間で支払うということで、その車両の支払い分ということで100万円程度増えておりまして、合計300万円程度増えているということでございます。

デイサービスの利用者ですけれども、件数でいうと26年度の見込みとなりますけれども、26年度は予防の通所の分も入りますので、件数でいうと964人で毎日1日1人と数えた場合の延べ数が5,528人となっております。昨年、年度末で4,736人でありましたので、通所者数はかなり増えているという状況でございます。

それと95ページの児童クラブに関することでございますけれども、一応、茶内の児童クラブが今まで1名で運営をしておりましてけれども、浜中の児童クラブを担当している指導員が茶内に行って2名体制で対応したいと思っております。今、霧多布が3名で運営しておりますので、その3名がそのまま霧多布に張り付くことになるかと思いません。中での異動はあるかと思えますけれども、26年の人員と同じ人員で対応していくことが可能となっております。ケアプランの事でございますけれども、26年確定していればということでございますが、まだ確定しておりませんので、数としては出ておりません。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず児童クラブです。要は児童数がどれくらい増えるかということにもよると思うのですが、霧多布3名、茶内が2名という体制で対応できる

くらいの児童数の増なのかどうかということで、その見込みになるのかと思うのですが、仮に昨年度で6年生まで対象となった場合、解らないと思いますけれども、出来れば1人のスタッフが受け持つ人数というのが、ある程度計算の土台になるのかと思うので、増える割合によっては、要するに増員をしなければいけないのかなという事も考えられるので、出来れば児童数を教えていただきたいと思います。後は了解しました。その1点教えてください。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 放課後児童クラブの26年の利用者が霧多布30名、茶内が13名、浜中が2名でございましたけれども、高学年になってどの程度申請されるのかということはまだ不透明なことがございますが、ある程度申し込みもほぼ来ておりますが、思ったほど高学年は申し込んでいらっしゃいません。

それでこれよりも若干増えるかという位の申込者数となりますので、人数的には対応は可能だと思っております。

○議長（波岡玄智君） 5番成田議員。

○5番（成田良雄君） 95ページ一番下にあります、その他障がい者福祉に要する経費の手話通訳者派遣謝金でございますけれども、今テレビなどでも取り組んでおりますけれども、国民の知る権利として手話の通訳の取り組みをしております。そういう意味で1万円計上しておりますけれども、我が町としてこの辺のような対応、派遣しての謝金なのかお教えます。この通訳者において地元の通訳者が居るのか。それともそういう専門の団体の人を希望して派遣するのか。その点教えて欲しいと思います。

また各自治体で、今後取り組んで行くと思いますけれども、我が町としてそういう該当者が居ると思います。また大きな会合で不特定多数が参加した時に、そういう希望があった時に対応できるのか、その点ご答弁お願いしたいと思います。

それと1番議員、7番議員も質問しました、自分も用意してきましたので質問一つだけ107ページの児童クラブですけども、今年から高学年が対象として希望を取りますけれども、開設時間というのは今までどおりになるのか。高学年が希望しますのでその点変更になるのか、その点だけご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 95ページの手話通訳者派遣謝金につきましては、現在町内には対象となる方、ろうあ者の方がいらっしゃいませんので、必要な時の為の予

算措置ということでございます。必要な場合には、いつでも対応できるように予算をとっているということでございますが、もし通訳者の方が必要であれば、釧路のろうあ協会の方から派遣されることとなっております。今後もそのように常に対応できるように対応をとっていきたいと思います。

それと107ページの児童クラブの関係ですけれども、高学年を受け入れる為に開設時間などは変更となるのかということでございますけれども、開設時間につきましては、最大お預かりする時間を6時まで延長したいと思っております。それと今まで長期の冬休みや夏休みの時に8時半からだったと思うのですが、それを皆さんの労働時間に合わせまして、もう少し早い時間から受け入れができるようにということで、時間を延長したいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 成田議員。

○5番（成田良雄君） それでは95ページ、地元には対象者が今現在居ないということで、釧路のろうあ協会から必要な時に派遣するとこのように言われておりました。

今後やはり色々な方が役場窓口なり、また大きな会合なり、お祭り等に来的时候には是非対応して欲しいということがあるかと思えます。そういう全国的な流れでございますから、各自治体が取り組んで行くべきというふうにやっておりますから、特にそういう方、ニーズに対応する為にも職員の中からそういう手話の通訳が出来るような、そういう資格を取ってもらうなりということも大切かなと、即対応できますからそういう意味では大事かと思えますけれども考えてないと思えますが、その点、今後是非そういう努力もして欲しいと思えますけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 手話通訳者というのは、国家資格なのでそう簡単に取りれるものではないと思えますし、必要時には言っていただければ対応致しますので、今のところ町職員が資格を取るとことは考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 幾つか質問がありますが、まず1点目ですけれども、101ページの社会福祉法人浜中福祉会に要する経費で、先ほども、ここで質問がありましたが、私は違う視点で質問したいと思えます。

この特別養護老人ホームの運営の面で色々問題があった時期がありましたけれども、ここしばらくは運営もきちんと人員が介護福祉や、あるいは看護師が揃わないという悩

み等もあった時もありましたが、今はそういうことも聞かれずに来ていて大変良いことだと思っております。

ただ介護報酬の削減で国では2.2%介護報酬を削減するという法案が今出てきて審議されて、これがなれば大変だと特別養護老人ホームの経営も大変な状況になるということには、その法案が出た瞬間に運営を止めるという、そういう特別養護老人ホームも出てきております。私はただ1つの特別養護老人ホームですから、きちんと存続して困らないようにと、先程ありますように建設費については本年度で終わると、それから運営費についても、助成はして行くということですが、介護報酬が削減されることによって経営が厳しくなるのかどうなのかです。現状では大丈夫なのかどうなのか。

それから今後、この施設に対して建設費についての補助は27年度で終わりになるということですから、今後またサポートする幾つかの視点があるのかどうかということの説明をお願いしたいと思います。

2点目は、103ページの敬老バス等の利用料支給というところであります。70歳以上のお年寄りに対してということでは、ここでは関係ないことですが、ゆうゆの無料利用券70歳以上の場合には500円の5回分というのが支給されたり、あるいは敬老バスの250万円というのは、70歳以上2500円×1,000人ということで、何れもこの切符を受け取った老人はとても喜んでおりますがこの利用率です。どのくらいあって1,000人分と用意しているのですけれども、満度に活用されているのかどうか。もしも活用されないで途中で余った時には、二回目を募集するとかそういうことも考えて良いような値のあるものなので考えていただきたいと思っております。

3点目、4点目になりますが111ページです。111ページの子育て世帯臨時特別給付金、資料によりますと800人×3,000円と出ておまして、この800人というのは対象者がどういう方なのかということです。この目的は消費税引き上げに伴う低所得者世帯と聞いているのですが、これはどう対象者に対して通知をする予定でしょうか。

それから1項目下の児童手当についてですが、私、児童手当は1万円と1万5,000円というのがあって、第1子、第2子は1万円、第3子、第4子は1万5,000円と中学生以上はなど色々ありますが、聞いていたら頭もおかしくなりますので、後日聞きに行きたいと思っております。

それで私が聞きたいことは、児童手当というのは誰が使うものかという、要するにこ

の議会でも質問しましたがけれども、児童手当が出ているはずなのに給食費も未納がずっと続いている方もおられると、この児童手当というのは年3回、1ヵ月1万円だとすれば4ヵ月分ですから、1人当たり4万円を2月、3月、4月、5月分として6月に貰うという方法で支給されていると思うのです。ですから、一人分だったら4ヵ月後には4万円、4人子どもが居たら16万円の支給になる訳ですが、これは浜中町の福祉課では支給されたお金は保護者の方に直接支払われるか、振り込みになるか色々あると思いますけれども、その方法と一番大事なのは振り込んだお金はどんな形で使われますかというのを親にどう伝えているかです。家庭でプールして子どもの為に使ってくださいと言っているのか、これは必ず子どもにきちんと行くように使ってもらう様にしているのかです。

その辺の事が子どもを持つ父母の方にきちんと知られていない、だから溜まった給食費も支払われないということになるのではないかと思うのですが、その辺のところをきちんと正確に親に伝えないと家に入ったものは家で使って、それは子供にも還元されるから良いじゃないかという考え方でおられたら困る話かと思うので、説明お願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） まず101ページの浜中福祉会に要する経費で、特別養護老人ホームへの補助金でございますけれども、まず介護報酬が27年度若干減ということが言われておりますけれども、経営が厳しくなるのかということでございますが、この事について響くということは、特別養護老人ホームの方では言っておられましたけれども、27年度については、この分で補助金を増額してくださいということはまず言わないで取り合えずやってみて、その結果28年度、もしかしたら補助金の増額ということも考えられるということをおっしゃっておられました。

それと建設費は27年度で終了するのですけれども、その他のサポートする視点があるのかということでございますが、今後、職員に対する報酬といいますか、お給料だとかをこれから改善していきたいといいますか、少し上げていきたいということもおっしゃっておられましたので、職員の給与等の増額分で、もしかしたらこれから補助金が少し増えていくと、その建設費がなくなった分を、少しそちらの方に回していくということも考えられるとは思うのですけれども、その辺は27年度中に福祉会さんの方とよく協議をさせていただきたいと思っております。

それから敬老バスの実績がどの程度あるのかということで、12月末で交付をした冊数が627冊でございました。それで今まで敬老バスの助成券を用意していても中々バスが通っていないところは、利用されないということで、取りに来られる方が少ないということ、こちらの方としても何か良い手立ではないかなということで考えておりました、どちらか選んでいただくということで、27年度からゆうゆの入浴券2,500円分とバスの助成券のどちらかを選んでいただくような形にいたしました。それで1年間は取り合えずやってみようかと思っております。

というのは敬老バス等の利用というのは、高齢者の社会参加ということを目的としておりますので、何かの形で外に出ていく機会を作っていただいて、社会参加をしていただくということが目的でございますので、取り合えず敬老バスとゆうゆの券ということで、2種類の中から選んでいただくという方法を取ってございます。

109ページの子育て世帯給付金。まず対象者ですけれども、平成27年6月分の児童手当の受給者及び要件を満たす方ということになっております。6月に児童手当の現況届というものがございますので、必ず児童手当を申請する方は現況届を出していただくことになっておりますので、その時に合わせて通知をしたいと思っております。対象となる方、全てに個人的に通知をいたします。

それと児童手当に関することでございますけれども、誰が使うものかということで、児童手当はお子さんの為に使ってくださいということの周知はしておりますけれども、それがどのように使われているかというところまで、原課の方では把握をしておりますので、お子さんのために使っているであろうという事を考えるしかないのかなと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 101ページの特別養護老人ホームの件について、視点等も含めて答弁が解りましたので再質問はありません。

それから103ページの敬老バスの件で、何れも70歳以上なので敬老バスを使わない地域もあるということから、ゆうゆの無料券と敬老バスの利用券と二者択一で選んでもらうようにと、27年度はそのようにしたいということです。それで二者択一でどちらかということになれば、私はどちらかでも良いと思うのですが、今までの額の倍にして、ゆうゆを選んだ人は入浴券を5回分から10回分、それから敬老バスの利用は2,500円からあと1,000円増やすとか、そんな感じで若干増やすような形は考えら

れないかということ質問します。

それから、111ページの児童手当というのは、どう使っているのかということ、子どもの為に使ってくださいというもの良いのですが、私は担当課として、機会があったら調べてもらいたいと思います。児童手当はあなたの家でどんなふうに使われていますかというような質問で良いと思います。私、何人か聞いてみました。色々と将来の為に学資保険というのも、この地域の人たちはかなり一生懸命蓄積して、高校を卒業する段階で入学金とか授業料とかに困らないように、高校卒業してから奨学金を丸ごと借りないでやっていく。これは学資保険を漁業協同組合通して積立てている、そういうのもあるし、子どもが大きくなって、上の学校に行くときに困るからといって、児童手当をその為に貯金しているというところもあります。勿論そういう家庭が子どもに関する教育費の滞納はほとんどないと思います。

児童手当は、我が町ではこんなふうに使われています。というのを調査した結果を皆さんに知ってもらおうということも、児童手当がどう役立っているかという事も解るし、自分の家の家計簿を見ながら自分も良いことであれば、やってみようかということにもなると思いますので、子ども達の為に使ってくださいということだったら、ぼやけている部分もあるので、それは生活費に使うには良いですが、ただ大事な子ども達の給食費あるいは保育料、これを滞納してそれをもらい続けるというのは、余り良くないので子どもの為にしっかり使うこれが大事だと思います。あれは子どもの為に貯めていたんだよと、私の知らないうちに何で下ろしたのと、こういう夫婦喧嘩の種になることもあるので、本当に子どもの為にきちんと使ってもらおうという点では、真っ直ぐ子ども達の為に行くような工夫を凝らしてもらいたいと以上でございます。これについては私の要望を言って終わりにします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 敬老バスの助成についての増額が考えられないかということでございますけれども、まずバス券とどちらか選んでいただくということで、それを27年度試行するといいますかやってみて、その結果、今後増額が必要かということ、27年度はこれでさせていただきたいと思いますので、増額についてはその後必要であれば考えていくということをしていきたいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点お伺いします。

111ページ、保育所運営にかかわってですけれども、先日の一般質問で4番議員から保育所運営の在り方について、協議会の内容について質問がありました。

この件については、私2年前に今後の保育所の在り方について、協議会を立ち上げて検討すべきではないかというようなことで一般質問をさせていただきました、以来やっとなんと2年経ってようやく結論が出て、今回の一般質問を切っ掛けに、この運営の在り方、協議会の提言書が議会にも示された訳ですけれども、この保育所にかかわっての発端となったのは、前期の社会文教常任委員会で少子化に伴う保育所の在り方について調査検討を重ねた結果の報告で、今後の保育所の在り方について検討すべきではないかということ挙げたんですけれども、かなりの年数を要している訳です。もう少しスピード感を持った対応が出来なかったのかと悔やまれる訳ですけれども、その間にもかなり多くのへき地保育所が閉鎖をされて統合されてきました。これもやはり児童数の減少がこういう形になっている訳ですけれども、この提言書にもありますけれども、将来的には浜中町1つの保育所にすべきではないか、というようなことが挙げられておりますけれども、今後、理事者と共にこういった検討がなされていくのでしょうかけれども、これも結論が出るけどまだ遙か向こうなのかなとそんな気がしております。

私は保育所の在り方というのは、非常に過疎いわゆる人口減少に多くかかわってくることだと思います。農村方面でいきますと、やはり子育ての環境というのは、今後の後継者並びに配偶者を求めるに対しても、非常に重要なテーマだと思っております。

そういうことからいけば、やはり最終的に常設保育所を建て替えて一つにするとなっても、まだまだ先の話だろうと思います。それぞれ耐震審査等もやっている訳ですから、短い間に建て替えということにはなっていないと思いますけれども、それまでの間の経過処置として、父母の送迎や負担の軽減とか、そういったものというのはやはり急いで取り組む必要があるのではないかという気がするのですけれども、その辺のことも含めた今後の保育所の運営の在り方について、今後どの様な形で検討していくのか。その辺のことについて、多分これは理事者になるだろうと思いますけれども、今の時点で考え方があれば伺っておきたいと思うのですけれども。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 一般質問の折に資料で配布しました。それで要するに遅れたということが理由でありまして、一般質問が出ましたので、その折に資料を提出いたしました。昨年9月には答申が出ましたけれども、その際に一旦もう町長の元に答申書が来

ましたので、それやら何やら子育て支援に関する制度も4月から変わるということもありまして、今後は保育料の検討もしなければならないということもありましたので、この件につきましては、こんなことも加味しなら保育料のこと、あるいは送迎のことですとか、あるいは公共施設の管理計画というのがありまして、町内にある保育所から何から全てが一時的に高度成長時代を過ぎた時代から立てましたので、一気に到来するんです。それをこれから公共施設も28年から計画を立てると、これは非常に各自治体にとっても大きな問題なので、それらも含めながら保育所は答申をいただきましたので、それらを協議しまして出来るものから早目に対応したいという考えであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 今の答弁は建替えに關しての考え方と捉えてよろしいかと思えますけれども、計画が28年度から立てるということですのでけれども、私が質問したのは、それまでのいわゆる経過処置です。

今、保育所は常設が2つ、へき地が4つですか運営されていますけれども、これが将来的にどうなっていくか。児童数の減少によってまた再統合とかそういったことも考えられるのかなという気がしてくるんです。今もやはり統合によって、父母の負担が増えているというのも事実ですから、最終的にどのような形に決まるのか解りませんが、それまでの間の経過処置というのをして行かないと、やはり子育てにかかわる父母のそういったいわゆる送迎等、色んな部分での軽減対策というものはやはり考えていく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺について、どう取り組む考えかということを知りたかった訳です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 非常に子育て環境というのは重要なテーマだと、ご指摘がありました。確かにその通りでございまして、施設の将来は一つということが答申ではなされておりますので、それを将来施設の老朽化とも考え合わせて先程申し上げましたが、既設の關係につきましては、28年度に今後10年の契約をするということなので、そんなことも意識します。それまでの間、父母の負担軽減の為に可能なものについては、施設はどうあれ今現状で負担があるということについては、考えていくつもりでありますし、その前に各保育所に入って、その状況について話し合いをしていきたいということで、今後、進めていくと思います。

この先、常任委員会では答申書は今回お示しましたので、そのことについて町側のこ

これからどうするかということについては、常任委員会等でこんなふうに進めたいということも、一定の時期が来ましたらお示しをしていきたいと思っています。それまで今の答申を受けて、各保育所に入って保護者の方と話をし、町としての全体的な方向性を定めていきたい。勿論それまでに経過措置として保育所が一つになるか三つになるか、これからの話ですけれども。それは置いといて送迎負担ですとか、そういうものを軽減する為に、あるいは保育料ですとか、その辺の設定も含めて子育ての環境を、よく整備していくと言うこと的前提で進めていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第4款衛生費の質疑を行います。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 3点程お願いいたします。

初めに121ページの墓地管理に要する経費、使用料及び賃借料です。散布共同墓地の用地借り上げ料であります。昨年までは3万4,000円程度で取り付け道路というのですか、道路の借り上げということだったと思いますが、今年は12万9,000円ということで値が上がっておりますので、これはどの様な事なのか教えていただきたいと思っております。

2点目は、その下であります。その他、環境衛生に要する経費の手数料PCBということでありました。PCBの処理ということでありまして、これは今製造されていないので馴染みがないのですが、特措法ができて処理しなさいということだったと思いますが、これは今まで何処からどういうふう集まってきて、何処に保管してあって今後、今年ですよね、このお金を使って処理するということになろうかと思いますが、その辺の経緯をお願いしたいと思います。

3点目が135ページの負担金、自然の番人宣言の推進委員会事務局負担金10万円、非常に良い制度であります。最近少し活動が落ち着いてしまったのかなという感じがいたします。過去に色々リーフレットを作ったりしましたが、現在の活動内容を教えていただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 火散布共同墓地、用地借上料の増の理由ということでござ

いますけれども、まず道路を議員おっしゃるとおり、取り付け道路の借上料ということで通じる道路の民有地の部分を借上げしております。これについては毎年賃借料ということで料金を上げていますけれども、今回の増の要因、兼ねてから火散布共同墓地については用地が墓地を建てる場所が、ちょっと不足しているということで墓地管理委員会の方から要請がありまして、現在墓地の中では2～3戸分しか建てる場所がないということをお聞きしております。

それで、この度3人の方の共同名義になっているんですけれども、その部分の9区画分を一応3.6メートル×3.6メートルの9区画分の丁度この分の117平米分を一応地権者の代表の方とお話ししまして、墓地管理委員会の今後大体どれくらい需要があるんだということをお聞きしまして、約10戸は今後考えられるということもありましたので、取り合えず9区画分ということで、9区画分117平米分を確保しました。

この辺については、墓地管理委員会と地権者の代表の方とお話しさせていただきましたけれども、基本合意していますけれども、この分が9万5,000円くらいになりますので増ということになります。具体的な賃借の内容については、新年度で予算を取りましたら、賃借の内容を具体的には管理墓地の用地に入れるということになりますので、最終的には墓地管理条例等の改正、その区画分を入れるということも考えなければならぬかと思っておりますので、整備については既存の補修費で間に合えば良いのですが、砂等を入れて掛かるようでしたら、また別途対応しなければならないかなと思っておりますけれども、今現在では早急に使うという人は今のところ聞いていませんので、今後詰めていきたいと思っております。

それとその下のその他環境衛生に要する経費の手数料の部分では、手数料のPCB廃棄物の処理手数料関係です。これについては廃棄物ですけれども、ポリ塩化ビフェニールと言いまして、この分のうちでは、人体に影響があるという廃棄物でいいます特別管理の産業廃棄物に指定されておまして、管理の方法とか廃棄の方法とか定められているのですが、実は現在この部分については製造されていないのですが、昭和45年頃とかその辺りのものが結構多いみたいですが、今回のものについては、まず1点目が高濃度のPCBの廃棄物高圧のコンデンサーです。これについては平成26年6月に霧多布小学校の機械室から発見されております。手続き的に、これは旧じん芥処理場の管理棟あるのですが、そこに保管場所を確保して保管庫として一応届け出をしてそこにしまっております。

一応、それにかかわる部分の経費ということで、これについては処理料として63万3,000円、それと運搬費として指定業者がこれは専門の業者を運ぶ形になるのですが、いっぺんに他のものと運べないという状況があります。極端に言うと10トントラックで来て1個運んでいくという場合もあるのですが、輸送費が高額になっていまして44万9,042円ということになります。合わせて108万2,042円高濃度の分でこの金額が掛かっております。

これについては高濃度の処理場については、根室湾の方にある業者ありますので、そちらの方に輸送してこの度処理する予定です。それともう一つ低濃度のPCBの方があるのですが、これは高压のトランスです。トランスについては、これも平成24年10月に霧多布小学校の旧校舎と聞いていますけれども、この中にトランスがありまして、それを同じく先ほど言った、旧じん芥処理場の管理棟の保管庫に保管していたのですが、実は去年まで低濃度については処理をする工場が道内に無かったんです。それで去年、苫小牧の方に出来たので低濃度と高濃度の分を運ぶ場所は別ですけれども、一緒に処理しようかなと思ったのですが、運ぶのは低濃度で別々という形に色々調べた結果になりましたので金額が結構大きくなっています。低濃度の方の処理料ですが、これについては処理料が31万6,244円、運搬賃が45万538円の合計で76万6,782円となっております。この分がPCBの処理に係る手数料です。

それと3番目の自然の番人です。自然の番人の関係ですが、これについては不法投棄とか、そういった部分の会社の方とか町民、あとは児童の方も含めて広く皆さんが監視すると、不法投棄をなくするという部分の主で始まっております。管内の町村で今自然の番人宣言をしてやっている訳ですが、毎年6月には湿原クリーン作戦等やっておりますけれども、今回この事務局負担金という形が出てきたのは、まず事務局負担金の話をさせていただきますけれども、今までは26年度までは釧路地域活性化協議会補助ということで、町村会の中にあるそちらの方で事業費が捻出されておりました。

今年度から各町村の負担金を持って、このまま自然の番人の活動をしていこうと、一応不法投棄の看板の設置、車両へのステッカーの作成、ポスターの募集、それは事業としては継続してやっておりますけれども、実際この部分で行きますと継続して同じような分をやっていくということですが、マンネリ化という話の部分だと思うのですが、引き続きやはり不法投棄は後を絶っていないのが現状です。

やはり春先になると沢地とかで発見されて、担当の方で誰が捨てたかとチェックしま

すけれども、中々実態解明までは行かないという部分がありますので、1人1人が広く自然の番人になって、ゴミのない綺麗な町になれば良いと思っておりますので、引続き毎年の事業の中で協議会の中でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 散布共同墓地の関係は解りました。9区画ですか。地権者とも了解が取れたということで、お金を随時支払って行くということで了解いたしました。

PCBですね、トランス、コンデンサーどちらも霧多布小学校からということで健康被害は密封されていますから大丈夫だと思いますが、そうしますと、こういった限定されたものからですから、今後こういう処理は考えられないんだろうと思いますが、その辺確認だけさせてください。

それから自然の番人宣言でありますけれども、本町はやっぱり広大でありますので、活動というのは大切なものだと思いますので、もう一度喚起していただきたいと思いますが、最後その辺聞いて終わりたいと思います。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（波部直人君） まずPCBの関係ですけれども、現状では管理する場所が旧じん芥焼却場の管理棟の中で保管していました。他の施設から何年か前に調査したらしいのですけれども、それで発見されたりして基本的には管理棟の方で保管するということにはなったのですけれども、届出も町の方でやっています。まとめてやっているような状況です。

各々の施設の方で無いかどうかというのはチェックされているはずですが、たまたま今回の部分でいうと、霧多布小学校の場合、電気保安協会の方で点検をした際に、そういうものがあって、品番とかを見てもPCBが含まれているものだという事が発見された経緯があります。そういったものは基本的に無いとこちらでは思っているのですけれども、一応今回でそういうトランスとかコンデンサーについては、無くなると思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それと自然の番人宣言の関係ですけれども、町の事業としても春の一斉清掃も含めクリーン作戦や、秋も含めてそういうのも一連の番人宣言の事業の中には、浜中町としては入っております。広く自治会の皆さんや町民の皆さんの協力を得ながら、今後も取り組みはしていかなければならないかと思っております。海岸の漂着ごみの関係では地域

貢献という形で、町内の建設会社さんが毎年やっていただいているという経過もありますので、そういったものも含めて、ここからきれいな町づくりといたしますか、おもてなしの出来るような観光の時期も合わせて、そういうパターンもありますけれども関係者等含めて、町民一体となって事業を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 131ページ、環境政策に要する経費の再生可能エネルギー等導入支援対策事業補助ということで50万円新設することになっております。事業費調べを見ますと太陽光発電補助廃止に伴う新規補助だということで、5件分1件あたり10万円を上限として補助するとなっているのですが、太陽光発電補助廃止に伴うということはどういうことなのかご説明願いたいと思います。

住宅の太陽光発電については、町独自の補助があったように記憶しているのですが、それが廃止されて新たなものを付けるということなのか、どうなのか意味が解りません。説明願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 131ページの再生可能エネルギー等の導入対策補助の関係でございます。平成22年度から住宅用に太陽光発電システムの設置事業補助、平成22年度から26年度まで5カ年に亘って、再生可能エネルギーの促進ということで、町単独で補助制度を持って来ておりましたが、国も一定程度の成果が見えてきているという意味で、国は昨年度平成26年度からこの制度を正式に廃止したところでございます。

ただ本町としては、引き続き新たな視点でまた再生可能エネルギーとして、今まで太陽光だけの支援をしてきた訳でございますけれども、近年、小型の風力発電、これらについても一部住民の皆様からどうなのか、更に住宅用の地中熱を利用したヒートポンプ方式の暖房をとる装置も近年、再生可能エネルギーとしての利用が取りざたされている中で、27年度新年度からこういうものも入れた中で、再生可能エネルギー総体を多少ですが支援していきたいということで、今回、新たに再生可能エネルギー等の導入対策事業補助というものを、取り組んでいきたいと思っているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、今までの太陽光発電に対する補助は別にあって、

新たに50万円ですか、今言った小型の風力発電だとか、そういうところに使う補助するということですか。今までの太陽光発電を廃止して、補助はなくなって国がそういう奨励をしているから、それを使って新たな方向で向かうということですか。今から太陽光発電をやろうとする人、住宅で付けたいという人については、こういう補助は含めてやるということですか。どちらですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今までの住宅用の太陽光発電システムの設置事業補助というのは、22年から26年度までやってきております。この制度については、今回廃止をさせていただきます。

今年度27年度から新たに太陽光と先ほど申しました地中熱、あるいは風力発電それらの設置につきまして、27年度から新たにこの制度で支援していくということがございます。ですから今までの制度は廃止いたします。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 補正で需要があれば増やしていくという立場で考えられているのですか。それとも50万円で今年は終わりだということですか。これから5年なり何年なり続けていくということで需要があれば、その都度補正予算を組んで対応するというのですか。今までの町で単独でやっていた補助というのは確か100万円と記憶があるのですが、いくらぐらいの補助でやっていたのですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 従来の太陽光発電システム事業の関係でございますけれども、平成22年度から26年度まで全部で37件、町で支援して来ております。

補助金としては648万2,000円、約200キロワットの太陽光発電に対して町では支援してきたということでありまして。従来は、上限20万円ということやって来ておりましたが、国もある程度の成果が見えてきたということで、26年度この制度を廃止した訳でございますけれども、町としては、また先ほどと多少繰り返しになりますけれども、太陽光あるいは小型風力、地中熱これらについて新たに支援をして行くと、現在、今上限10万円で50万円ですから、約5件程度の予算を組んでいますけれども、平成26年度の太陽光の実績も浜中町は11件あったんです。他の市町村を見ると余り無いんですよ。そういう意味で、そろそろ一定程度、個人住宅については治まってきているのかということで、今回予算計上しておりますけれども、需要があれば今後補正も

視野に入れながら、やっていきたいと考えております。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 数点にわたってお聞きしたいと思います。重複して質問する部分もあるのですが、121ページの火散布地区の共同墓地の関係でありますけれども、墓地については3番議員から質問がありまして、内容は承知しているのですが、あそこの墓地自体は町有地になっていまして、今回116.64平米ですか、9区画分を増やすという部分は分割も何もされていなくて、大きな土地の一部を借りるということになっているのかなと思っております。

そこに続く道路についても、今までずっと3万4,000円で借りてきたという経過があるのですが、あそこの墓地管理委員会の方が相当墓地に関して苦勞されているんですよね。やはり将来共に町の墓地として管理する必要があると思っていますので、その利用地を結構大きな区画だったように記憶しているのですが、分割登記をきちんとやって早いうちに処理しないと、3人の共有者も既に誰かが亡くなっているとか、そんなことがあって処理出来なくなるのではないかと、こんなことを危惧しておりますので、是非その辺を更に精査をして、取得をするというようなことも考えてはどうかと思いますが、そういう考え方があるかどうかを、まずお聞きをしたいと思います。

それから131ページの環境政策に要する経費ですけれども、印刷製本費で51万2,000円皆増ということで、この説明は環境基本条例の印刷だと聞いて、これから10年間で町長の執行方針では、浜中町の環境の保全及び創造に関する施策の総合的推進を図るため浜中町環境基本計画を改定し、豊かな環境を未来に繋ぐため、環境重視の持続可能な社会を目指すということでの改定だというのですが、今現にある計画がありますが、それは何かの制度か、国の指導か何かで改定する必要に迫られたのかどうか。どういったことで改定をするのか。その辺をお聞かせいただきたいのと、既に改定のどういう項目を重点的に改定していくのかというのが決まっているとすれば、その辺についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから135ページ、自然の番人に絡めてのクリーン作戦ですけれども、12月議会でも言いましたけれども、クリーン作戦の時期です。改めて言うのも変ですけれども、昔は5月の連休前に観光客をきれいな環境の下で迎えようということで、クリーン作戦等も自然の番人宣言と合わせてやった経過がありますけれども、これについてどのような考え方をもっているのか。まずお聞かせいただきたいと思っております。

それとその下の最終処分場管理運営に要する経費ですけれども、最終処分場については、平成33年までに使える状態であると聞いておりました。あと7年になるのですか、そこまで使えると聞いていましたけれども、浸出水を衛生センターを通して下水道へ接続しておりますが、下水道使用料これを含めて年間どのくらいの経費の節減になっているのか、解れば概算で結構だと思いますが、このくらい毎年かかっているものが、繋ぐことによって経費が浮きましたというのが解れば、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 先ず121ページの散布共同墓地用地借上料にかかわるお話ですけれども、議員おっしゃるとおり隣地につきましては、広い土地で3名の方の共有名義になっております。実はその3名の方は既に亡くなられている状態で、それで相続人という方で各々指定になっておりまして、現地の中でも各々の持ち分が使っている場所が決まっているという事で、今回お話させていただいたのは、隣地の実際に管理しているところの方と特にお話をさせていただいて、それに親戚の方なので、その辺も含めた中で、その部分については了解をもらったものですから、今作業をしております。

過去には、やはり分筆して要は借上げてというお話で、色々墓地管理委員会とお話をしてやった結果があるのですけれども、今回もその分が可能かどうかということで分筆して、その分だけの借上げもということで考えたのですけれども、実際問題として相続放棄等をする本人が役場としては、本人にまず相続登記していただいてから借上げするというのが基本にあるものですから、その経費の捻出の部分でいうと、現状は皆さんの合意が得られなかったというのが実態です。過去にもそういったことで、その辺が1番ネックになって、どうかということで墓地管理委員会地元ですから、地元の方と協議された経過はあるみたいですが、この度は本当に必要な部分だけということで、その辺で話が落ち着きまして、墓地管理委員会地権者の代表の方、実際使っている方と協議が整いましたので、本来的には相続していただいて、分筆した後その分だけ買って墓地用地として、墓地として管理するというのが本来の姿かなと思うのですけれども、他の所でも実際隣地でやっている、そういうような形で私有地のところもありますので、今の中では、この区画の中を間違いなく墓地の用地を確保するという事で、今回は予算を上げさせていただいて今後、事務作業を進めていきたいと考えております。

それと湿原クリーン作戦135ページ、自然の番人宣言の関係で湿原クリーン作戦の

実施時期の関係ですけれども、その部分については、今6月やっていますけれども、観光の前にどうかというお話をされました。実際に清掃にあたっている業者さん等とも色々話たんですけれども、やり方には考え方が2つあるだろうと、湿原の観光客が来る前にやる方法と、やってからある程度草が生えて過ぎてからやるという2通りがあるんだということでお話されて、過去も4月にやったこともありますし、5月にもしばらくやっています。5月に自然の番人とかそういう環境の期間も月間も週間もあるので、それに併せて、今実際はそこを中心に湿原クリーン作戦はできないかと考えていました。

4月の部分は、一斉清掃最後の週に毎年これは動かしていません。何があっても動かしていない状態ですから、それとは別に例えば湿原が汚れているというのであれば、別の対応とかということも関係団体も含めてやるというのも、一つの手かなということは思っているのですけれども、具体的には状況を調査して見ながら連休前については考えていきたいのですけれども、基本的に湿原クリーン作戦については、今年度は5月を中心に考えています。

最終処分場の件ですけれども、今手元に資料を持ち合わせておりませんので、後ほど細かい数字、管理経費は解っているのですが、減の効果というところまでは出していなかったもので、何れ電気料とかそういった維持経費の部分について間違いなく安くなっているということですし、実際に浸出水の部分結構下がっています。目視でも解るくらいなので、これについては、予定の34年までの部分は間違いなく残容量としてはいけるかと、ただ数字的なものが実は浮き島とかみたくなくて、下に表面はあるのですけれども、乗ったら浮いている状態です。

実際はもう少し容量的にあると思うのですけれども、データ上はまだはっきりした容量が下の方の分は計れていない状況ですけれども、下水道に流している分をやっていますけれども、殆ど下がっている状況ですので、今後もその辺は毎年測定していますけれども、後は現場確認も含めて今年は特に雪も降ったので逆に増えて、それが融けて融ける分でまた増える可能性もあるので、その辺も監視していかなければならないかと現場の方では思っています。申し訳ありませんけれども、事業の削減効果については、手持ちにありませんので、後程説明したいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 131ページの環境政策に要する経費の印刷製本で、51万2,000円ということで、これにつきましては、環境基本計画を新たに改定す

るということの印刷製本であります。

この環境基本計画につきましては、平成17年度の4月から施行されました浜中町の環境基本条例、これに基づいて計画を策定するということでございます。今ある計画につきましては、平成19年度から26年度までという環境基本計画になってございます。これについて今後27年度以降の計画について、文言の整理や環境政策の状況等も踏まえながら、現在ある計画を改定していくということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 墓地の関係ですけれども、基本的には分筆して相続登記をしてから借りるのが原則ということで、そのとおりだと思います。

今回の9区画の116平米については、分筆も全然されていないですね。それで原則は原則として、今後も同じような形で亡くなっているので相続が中々難しいので、今後も土地の所有者の管理している方の同意を得て、買い続けていくということで理解していいですね。

それとクリーン作戦の時期についてですけれども、清掃業者との関係も当然出てくると思います。そんなことでこれからその辺のすり合わせをきちんとしていただきながら、今の状況を調査しながら5月中に実施したいと中心に考えたいということですから、私は出来れば大型連休の前に、一度業者がやるかあるいはクリーン作戦でやるかどっちかを選択して、きちんとした方が良くと思いますので、その辺の考え方だけお聞かせください。

最終処分場の関係ですけれども、あと7年使えるということを知って安心をいたしました。本当に大改修をして浸出水の処理をした効果が少しでも出てくれればありがたいという思いから、幾らぐらい経費節減になっているかというのを聞いたかったんです。それこそ最終処分場に今まで使っていた薬品費、電気代、機械の修繕料、これらを合わせると相当な効果があったのかなと思っておりますので、その辺の確認を何か後で良いので資料ができていればお見せいただきたいと思っております。

それから環境基本計画については、環境基本条例に基づいて改定をするということですから、理解をいたしました。以上です。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 湿原クリーン作戦の実施時期ですけれども、今後、関係団

体等含めて協議をしていきたいと思えます。何れゴミのない形で、やはり観光時期というのが議員一般質問等でも言われていましたので、基本的には業者の方に聞いたら、やはり湿原クリーン作戦でやる時期は草刈り等も含めて、草刈はやるのですけれども、ごみ拾い等はやっていないという事もあるみたいなので、少し調整が必要なのかなと担当でも思っております。これについては、実施期間等検討していきたいと思えますので、よろしくお願ひします。

最終処分場の関係ですけれども、議員おっしゃるとおり、処理費用、薬品費から含めて、先ほど電気料だけ言いましたけれども、本当に色んな経費がありますので、それを繋いだことによって、下水道料を含めた総体の経費の中では、かなり圧縮されているのは確かですので、そういうデータを手元になくて申し訳ないのですけれども、後ほど提示させていただければと思えますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 12時59分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4款衛生費の質疑を続けます。

6番中山議員。

○6番（中山真一君） 115ページ、先日の医師の条例の時に7番議員さんが聞いたと思うのですが、電話健康医療相談委託につきまして、26年4月から12月末で86件の相談があったと、偶然にも去年聞いた時には25年4月から12月末までやっぱり86件だったということですが、25年度3月末までで結局何件になったのでしょうか。それを教えていただきたいと思えます。

そして昨年、昨日も言っておられましたけれども、どういう相談があったか。そしてまた時間帯で何件あったかということも詳しく説明して頂きましたが、逆に言えば時期的なもの冬期間が多いのか、夏が多いのか感覚で結構ですし、その辺言っただければと思えます。

その下の釧根広域救急医療確保負担金、ドクターヘリのお金だと思えますが、これを昨年25年の11月末まで、浜中町への出動が21件ということでお聞きしておりますけれども、結局3月末まで何件の出動があったのか。そして尚且つ26年も何件になっ

ているのか。それをお知らせください。

次に119ページ、公衆トイレに要する経費ですが、昨年は清掃員報酬18万円を見ていましたが、これがなくなって高齢者事業団の作業等委託料として6万3,000円ということになりました。これは公衆トイレですから、霧多布一の通りにあるトイレかと思えますけれども、この1ヵ所清掃員に今まで月1万5,000円、18万円出していたものを、高齢者事業団6万3,000円で間違いなく綺麗になるのかどうか。この辺の判断につきまして、そしてまた高齢者事業団にやらせるとするならば1ヵ月に何回くらいやる予定になっているのか、教えていただければと思います。

次に、131ページ環境政策に要する経費の委託料、湿原モニタリング調査委託料36万2,000円につきまして、お尋ねさせていただきますが、モニタリング調査これはどういうものの調査をやっているのか。その内容とこの調査はその後、調査報告というのとはされているのかどうか。それにつきましてお尋ねさせていただきます。

次に133ページ、資源物リサイクル活動奨励交付金、387万1,000円につきましては、これは各町内会に配付されているのは、各町内会としてこの活動のためには、大変なお金になったと思えますが、どういうものが高く売れているのか、と言いますのは、歳入の方に売払い金として889万1,000円を見ていますけれども、その中から387万1,000円を交付するんだと思えますが、紙が高いのかアルミ缶が高いのか、それとも段ボールが高いのか、その辺を過去の実績等々で教えていただければと思います。と言いますのは、これはやはり町民が色々とリサイクル活動をやっている中で、やはりそういう高いものというのは、どんどん今後も注視していくものだと思いますので、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） 115ページの電話健康医療相談について、お答えいたします。

平成25年度4月から3月までの総体の件数につきましては107件ありました。時期的なものは、3ヵ月おきに集計をいただいておりますけれども、そんなに大差はありません。

ドクターヘリの25年の3月末での件数ですけれども29件ございました。それと平成26年は8月までの集計が出ておりますので5ヵ月間で11件となっております。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 公衆トイレに要する経費の委託料についての質問にお答えいたします。公衆トイレの清掃につきましては、実は去年の3月で公衆トイレの清掃員賃金ということで支払っていた方が退職といたしますか、今後については、他の方ということのお話がありまして、実は去年の7月以降途中で予算の組替えをしておりますけれども、高齢者事業団の作業員賃金という中で、委託料という形で対応させていただいています。実際の業務ですけれども、回数は月に3回やっております。一応1回辺り6時間に単価865円の12ヵ月分と、それで6万2,280円ということになっております。この部分については、月に一度実施報告書を上げてもらって、綺麗になっているのかという部分を含めて報告をいただいておりますので、そういったことで了解いただきたいと思います。

次に133ページ、ごみ減量化対策に要する経費の中の資源物リサイクル活動奨励交付金にかかわるご質問ですけれども、この部分につきましては、まずリサイクル活動交付金の中で、資源物の実際に各自治会の方から集めてもらっている回収量をまずお話ししたいと思いますけれども、これについては66.32トンになっています。これは2月末の数字です。因みに25年度実績では62.126トンという形になっておりまして、26年度実績で2月末でも上回っている形になっております。

お話が前後になりましたけれども、26年度町全体の2月末で集めた資源物の量につきましては、531.83トンという形になっておりまして、自治会で集めてもらっている率的なものを言いますと、12.47%が資源物の回収の中で地域の皆様に集めてもらっているという数量になっております。

この部分については17自治会、町内会、連合会等が今回取り組みをされていまして、この分で26年度では交付予定となっております。それと具体的な単価の話です。何が高いかという話ですけれども、一番高いのがアルミ缶になります。アルミ缶が今1キロ110円で売っています。あとスチール缶で28.6円、ペットボトルが35円という形になっております。段ボールについては9円という形になっています。新聞紙が10円と、雑誌類が9円、その他紙容器が6.5円という形になっております。主な物についてはその様な形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 131ページの湿原モニタリング調査委託料の関係でございます。この調査につきましては、現在、学校法人酪農学園の方をお願いをしまし

て、本町の天然記念物であります、霧多布泥炭形成植物群落内のエゾシカによる食害調査あるいは植物の現在の状況等について、平成26年度から3カ年の計画で現在調査をしております。

この調査の研究の目標でございますけれども、植物群落内のエゾシカの数、そして行動侵入経路、さらには植生調査及び食害されている植生がどういうものなのかということ調査しながら、将来的には霧多布湿原全体の保全が出来るような基礎データ、これらを今後26年度から3カ年で把握していくというようなことで現在進めております。それで報告書については、今年度の3月末までということで、まだ出てきておりませんが、今後それらの調査報告も踏まえながら引き続き調査をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 今のモニタリングは26年度から3カ年ということで、エゾシカ等の食害と湿原の中の調査これはエゾシカばかりではなくて、これによるんだと思うのですけれども育っている植物ですか、随分変わってきている部分が出てきていると思うのですが、これはやっぱり鹿のせいなのかどうなのかという気がしていますけれども、そういう調査も当然3カ年のうちにやっていくということで捉えて宜しいでしょうか。その確認をさせていただきます。

それから資源物ですが、25年か26年でも結構ですけれども、高いのはアルミ缶の110円とか、スチールは28.6円ということですが、トータルの金額1年分で、これらの金額は幾らになるのかということでトータルで889万円ですか、4つ出ていますよね。歳入ですけれども、その見込みがどういう形になるのか。

その金額で浜中町として資源物の売払い収入の内訳ですが、それを見ると単価を見てもそうではなくて、実際に浜中町ではこういうものがリサイクルすることによって、この金額が大きいんだということが解ればと思ひ質問しているので、それをお願いしたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 湿原のモニタリング調査でございますけれども、特に先ほども申し上げましたとおり、この天然記念物のエリア内の植生調査、エゾシカによるだろう植生調査、更には自然的にどういうものが逆に変わってきているのか。過去のデータを拾いながら、これらについても調べて行きたいなと考えているところでございま

す。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 資源物の売払いかかる分で、どれが一番基本的に高く売れているかというお話ですけれども、過去24年から26年の平均という形で押さえておりまして、それを今回収集の単価に掛けて、実際の単価に収集量を掛けて予算を積算させてもらっていますので、その数字をお話させてもらいたいと思います。

やはり一番アルミ缶がこの中では金額が高くて、先ほど110円というお話しましたがけれども、この分で220万円が一応収入見込みとして見込んでおります。キロ数でいうと20トンという形になります。

次に多いのが雑鉄ですね。これは売払いの方は、リサイクルの方ではあまり持ってくるケースはないと思うのですが、これが24.5円ですけれども50.7トン、金額が124万2,150円という形になっております。

次に段ボールが多くて、段ボールの単価が9円ですけれども131.1トン、これを掛けた金額が117万9,900円ということになっています。

その次がペットボトル、35円の単価に32トン、合計の金額が112万円という形になっております。それとスチール缶が28円の単価に36.9トンを掛けて103万3,200円ということになっておりまして、その他に雑誌・新聞等あるのですけれども、数量がそれより少ないので基本的には安くなっておりますので、主な物は今の分で合計すると、今回予算を提案させていただいております889万1,000円という額になる形になっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 中山議員。

○6番（中山真一君） 大体のところは解りました。最後に言われた雑鉄24.5トンと言われましたけれども、これはどういうものか。これについて、もう少し詳しく教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 雑鉄ですので例えばこの部分でいうと、鉄で家庭から出る部分も含めてですので、具体的には機械類の部分のもの等もあると思うのですが、詳しくは資料を持ち合わせていないのですけれども、一般的に要はスチール缶とかには含まれない部分のものが鉄類、これ以外のものは缶類とかに回せない鉄は、それ以外の鉄類です。

小型家電等そういうものは、小型家電等で別にするのですが、鉄が剥がれたものというのは、そういうおもちゃ等あると思うのですが、バラバラになった時点で鉄類に重さのあるものは分けられると思うので、その時点で向こうの処理場の方で分けて、鉄は鉄類、埋め立てしなければならないものは埋め立てする等分けていますので、その辺の処理を現場でやっております。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 1点だけ確認ですけれども、121ページのその他環境衛生に関するPCBです。これは先ほどコンデンサーと言われたと思うのですけれども、トランスのことかという認識でいたのですけれども、聞き逃したので元の霧多布小学校からといたしましたか、何処から出たのかということと、これは各公共施設といいますか、学校等も含めた中でトランスというイメージで今話していますが、トランスだとしたらその施設で、要は北電のものではなく施設ごとに設置するものというふうに捉えることなのか。あるいはそれを処理するにあたっては、その施設の責任とするものなのか。

それとこれは先ほど年数と言ったと思うんです。今のやつは多分PCBは含まれていないと判断しているのですけれども、今、各学校で閉校になっている辺りでも、例えば姉別南辺りの施設にも、こういうトランスというのは残っているのかということです。

もう一点、これは何で残っていたのかというのは単純に疑問で、解体した時に多分こういうものは一緒に処理されるものじゃないのかということもあるので、その点だけ確認しておきます。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 先ほど町民課長がお答えしましたとおり、このPCBについては霧多布小学校のものであります。最初に低濃度のPCBの関係でありますけれども、これは旧学校施設の部分のキュービクル内に残っていたものが、低濃度のPCBということが判明したことからの処理であります。

また別の1点ですけれども、平成26年に見つかったものについても、霧多布小学校の施設内にあった高圧コンデンサーの古いものでありまして、これについて判明したのが、高濃度のPCBということでもあります。

あと教育委員会の閉校した学校施設の、この物があるかないかの部分でありますけれども、この事があって全て調査した結果で申し上げますと、同じようなものはなかった

ということであります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） このコンデンサーというものと、僕がイメージしているトランスというものは別物なのか。トランスというと普通電柱にも乗っている通りのイメージができるのですけれども、このコンデンサーというものは、多分分電盤とか配電盤の付近にあったものじゃないかと思うのですけれども、これらの要するにコンデンサーだけではなく、色んな機器類が残っていたと思いますけれども、それらはないんだけど、ここだけが残っていたという捉え方で良いのか。何故残っていたのかということも含めてお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今の質問ですけれども、まさしくその物だけが残っていた部分であります。この残った経緯については、製造年月日が古い昭和45年とかの物でありまして、何故残っていた経緯までは詳しくは知りえませんでした。高圧コンデンサーとトランス分については、別ものでその単体があったということであります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

次に第5款、農林水産業費の質疑を行います。

9番野崎議員。

○9番（野崎勇君） 169ページの牡蠣養殖試験事業補助70万円について、お伺いしたいと思います。

この70万円というのは、あくまでも事業の部分で70万円規模というのが色々あると思うのです。例えばロープ1本で試験事業をやれとか、2本でやれとか、3本でやれとか、あくまでもその3本をやっても、この70万円の金額というのは変わらないのですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 牡蠣養殖施設の関係でお答えいたします。この70万円につきましては、組合が所有しようとしている埋め込み式のアンカー部分でございます。

あくまで組合が所有する部分は80本、今現在予定されているのは漁業者12人に対しまして、40本の養殖施設を与えようとしております。これにかかる埋め込み式のアンカー80本分1基当たり3万5,000円ですけれども280万円、この内の25%の70万円を支援するもので、あくまでも個人のロープ等、それらには入っていないとい

うことで理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 野崎議員。

○9番（野崎勇君） まず今回初めて組合が牡蠣を養殖するというので、これも聞きますとアンカー40本分の2丁あると80本ですか、80丁そういうことの予算だということの良いですね。

漁業協同組合の役員会で議論されておりますけれども、初めての事業で果たしてその牡蠣がどうなるかというのは解らないと思うのです。だから出来れば、この予算もアンカー部分ではなくて、例えば種苗、そういうものにも使えるような予算付けというのは出来ないものですか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） お答えいたします。現在考えられております施設につきましては、個人1人分でおよそ120万円程度、施設代としてかかる予定であります。

カゴが一人当たり400個、それと幹網が4本、浮き玉250個、あと稚貝の関係で半生貝ホタテの貝についているものですが、ホタテ1枚におよそ60個の牡蠣がついていると言われております。

これを1人3,000個、それと半生貝小さいやつです。それを1万500個で翌年から販売という形になっておりますので、議員おっしゃられるとおり、まだこれから始まる事業なのでどのようになるかというのは解りませんが、一応要請がありますのは、あくまでも漁組が抱える部分に対して援助して欲しいということで、漁業者が変わりましても、その部分はずっと残りますので、上のロープとかは個人の施設になりますけれども、あくまでそちらのアンカーの方を支援していただきたいということで要請されております。

○議長（波岡玄智君） 野崎議員。

○9番（野崎勇君） 今の説明でアンカー部分の補助ということで解りました。この種苗から何から全部含めた施設の補助だと思ったものですから失礼しました。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 7番川村議員。

○7番（川村義春君） 157ページ、町有林整備に要する経費昨年も聞きましたけれども事業調べだけでは、内容が解らない部分がありますので、それぞれ例えば委託料で拡大造林であれば17.92ヘクタール、草刈事業委託料が60.81とこれは解るの

ですけれども、後の除間伐事業とか複層林の事業とか、それから受光伐、新たな事業だ
と思うのですけれども、どんな事業なのかも含めて、委託料の内容についてお知らせを
いただきたいと思います。

それと159ページの林道補修工事の内容ですけれども、路盤材敷きならし路面排水
他ということになっていまして、奔幌戸林道と幌戸林道ということですが、延長はそれ
ぞれ幾らでしょうか。

それから167ページ、釧路管内水産種苗生産センター運営費補助ということで、こ
れはウニの種苗の安定的確保を図るものということですが、これは浜中と散布に分かれ
ていると思うのですが、この内訳を教えてください。

171ページの港湾管理維持委託料、231万7,000円皆増ということで内容の
説明があつたのですけれども、潮路橋の点検ということでしたか、メモも取れなかつた
ので、詳しく教えていただければと思います。以上です

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず157ページ、町有林整備事業に要する経費の詳細につ
いてそれぞれお答えいたします。

まず役務費の関係ですが、これにつきましては、拡大造林用の苗木を運搬する為の運
搬代ということになります。本数としましては、平成27年度拡大造林用に要する本数
としては4万4,800本、この分の輸送に伴う運搬代ということで了解いただきたい
と思います。

それから委託料のそれぞれの内訳になりますが、拡大造林用の委託料、これにつま
ましては造林の面積ですが17.92ヘクタールということで、これは町内で造林する予
定地の面積が17.92ということでご理解いただきたいと思います。

それから下刈事業につきましては、これが拡大造林でも植林した跡地と言いますか、
苗木が成長するまでの間、大体概ね雑草とかに負けないように3年間は必要だろうとい
うことで、平成27年度予定としては60.81ヘクタールを予定しております。

それから野そ駆除委託料、これにつきましては野ネズミのヘリコプター散布の部分で
すけれども、全体の散布面積としては196.46ヘクタールを予定してございます。

それから間伐材の事業委託料ということで、これは植林後を予定してございます。伐
木しなければならないといいますか間引きと言いますか、その部分で13.92ヘクタ
ールこれは間伐ということで予定をしております。

それから複層林の整備事業ということで、これにつきましては、そういった間伐した土地に苗木を植えたものと以前から成長している樹木、それとの間の間引きした後に増林、植林したところの下刈この部分のことになります。面積としては6.68ヘクタールになります。

それから受光伐事業ということで、これは新しいということですが、今前段で言いました複層林の整備、こういったところの後から植林したところの更新を行う伐採、言いかえると更新伐というのでしょうか、その間伐と似たような形になりますけれども、その成長を妨げているような複層林の光が当たるように無駄と言ったら語弊ありますけれども、そういう障害のある樹木を伐採するというような中身になります。面積は4.72ヘクタールこれを予定しております。

それから159ページ、道路補修の林道補修工事、工事請負費の中の部分ですが、これにつきましては二路線ありまして、一路線が奔幌戸林道、これが全体の延長が3,399メートルあるのですが、この3年目の年に当りまして、その内の1,133メートルを道路補修、砂利入れですか、そういった補修をすることと傾斜地に雨受といいますか、浸食防止の為の排水の為の材を入れまして、それを12カ所予定しながら実施するという事です。

もう一つは幌戸林道全体で2,850メートルのところを、これも概ね財源的なところもありますけれども、3年くらいで全体を予定したいなど、その1年目で凡そ1,000メートルを予定することにしております。傾斜地の路面は排水等も10カ所を予定しながら、平成27年度実施して行くというような予定にしております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 167ページのセンターの関係でございます。平成27年度のセンターの運営費というのは見込みで今6,079万9,000円の予定となっております。

これに対しましては、散布漁協は17%負担で1,033万円、補助率10%ということで103万3,000円種苗の提供は85万粒となっております。

浜中漁協につきましては、負担分が15%となっております15%で912万円、その10%ということで91万2,000円となっております。種苗については75万粒を予定しております。

それと171ページの委託料の関係でございます。これは議員おっしゃいますとおり

琵琶瀬湾の潮路橋の点検委託料となっております。港湾法によりまして、維持管理計画というのを策定しなければならないことになっております。それで平成25年の11月に北海道開発局が、その計画を策定しております。その中で橋梁については、5年毎の点検をするということで、来年度で実施しなければならないという計画になっていきますので、それに基づいて行うものでございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 町有林の整備事業に要する経費の手数料まで詳しくご説明していただきましてありがとうございます。委託料の中味だけで結構だったのですが良く解りました。受光伐というのが337万5,000円ということで皆増ということで、どういう事業かと思ったら複層林と言いますか、樹木がたくさん生えてきて光が入ってこないところの支障木を伐採するという事業ですね。よく理解をいたしました。

それから林道補修工事の内訳については、奔幌戸林道が3,399メートル、3年目で933メートル、路面排水で12カ所を処理すると、幌戸林道が2,850メートルのこれも3年くらいで補修工事をしていきたいということで、今年は1年目で1,000メートル、これについて路面排水は10カ所ということで理解をいたしました。

167ページのセンターの関係ですけれども、最初の総額のメモが取れなかったのですが、6,079万9,000円ですか。解りました。これの浜中が15%で912万円、この10%の91万2,000円、そして75万粒、それから散布が17%の1,033万円、補助率が10%で103万3,000円。その85万粒ということでいいでしょうか。

あと171ページ、港湾管理維持委託料ですが、これは5年毎に点検するという事で今年が点検の年です。それで231万7,000円が予算として計上したということで了解しました。お答えは要りません。

○議長（波岡玄智君） 川村議員に申し上げますけれども、復習する為に2回目の質問をすると、質疑をするということではあつてはいけないと思います。あくまでも質疑に徹するという事で理解をしました、理解をしましたという事で、そしてお答えは要りませんということであつては、時間の無駄遣いであり、議会人としての正しいやる質疑に対する姿勢ではないとこのように思いますので、理解したところはそのままにしておいて、そして不審な点にかかわって更に質問するということに、一つご配慮いただきたいと思います。

○7番（川村義春君） すみません。潮路橋の点検ですけれども、今年の点検の内容について詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 点検の内容でございますが、まず目視による点検、それと橋梁点検車という、特殊車両があるそうですけれども、それによりまして下の部分といえますか、鉄骨の部分等を調査する予定となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） 1点お伺いをします。153ページ、国営土地改良施設の管理に要する経費の中の19節負担金、補助及び交付金補助金、農地・水保全多面的機能支払交付金、これについて中身をご説明いただきたいと思うのですけれども、農地の維持あるいは資源向上対策といいますか、それにかかわることでの事業に対する交付金ということで、漠然とは理解はできるのですけれども、具体的にどういう事業をやれば、こういった交付金が貰えるのか。昨年とは若干変わっては来ているのですけれども、中々その中身については、うまく飲み込めないというのが実態で、今後の対応についてどのような形でやっていくのかも含めて、少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 153ページの19節の農地・水多面的機能支払交付金の具体的な取り組み、事業内容ということでございますけれども、議員おっしゃられるように中身を大きく分けると、2つ農地維持の為に支払われる交付金の農地維持活動の部分、それともう一つが資源向上支払交付金という2つのものになります。

それで、それぞれの具体的な取り組み内容ということですが、農地維持機能を保全するという部分の中身としましては、元々の多面的の部分には国営のかんがい排水事業で設置された町内にある施設、遊水池とかに通ずる管理用道路、こういったところのものを地域として維持していくということが、まず一つありまして、その中に農地維持という部分の保全活動ということが入ってくると思います。

その中身としては、例えば遊水地の土砂が沈澱した場合の土砂上げ、あるいはそこまで至るところの管理用道路の補修ですとか維持こういったもの、あるいは管理用道路の草刈り、そういったものが直接的な設置された施設の維持保全ということで、大きな活動の取り組みの中身になります。

それから、もう一つの方の資源向上ということの取り組みということになりますけれ

ども、この部分は農地水保全協議会というところへ、交付金を交付しながら活動を行っていただいているのですけれども、それぞれ構成員で地域ごとに取り組む環境に対する美化保全、こういった部分の各地域の取り組みというところが、これらの資源向上という表現にはなりませんけれども、そういった地域、振興会単位というような取り組み、環境保全取り組み、そういったものに対する活動といったところが、具体的にといて中々漠然としての答えになってしまっておりますけれども、そういった地域、振興会ごとの独自の取り組みといったところにも、この交付金を使いながら活動していただくというようなことで、大きくはこの2つの内容の取り組みがあらうかと思えます。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○11番（鈴木誠君） そうしますと農地維持の部分では、いわゆるかん排事業にかかわった、遊水池だとかそれに繋がる維持道路、そういったものの管理のみしか対応できないというふうに捉えて良いのでしょうか。

それから資源向上対策、もう少し規模の小さい農地、いわゆる田んぼの畦道の草刈とか、そういったものが対象になるというパンフレットがあるのですけれども、中々本町のように規模が大きくなってきますと、農業用耕作道路の維持管理というのは、我々それぞれの地域の振興会単位でやるとなると、中々難しい面も出てくる訳です。

ですけれども、そういった作業等にも対象になるというふうに捉えられるのかなという感じはします。ただ今現実的にやれるとしたら、地域の何と申しますか公共施設周辺の道路の草刈りだとか、そういったものぐらいしか対象になって来ないという感じがするのですけれども、もう少し具体的な作業内容と申しますか、仕事の内容について他にこういうものが挙げられるというのがありましたら、教えていただければと思うのですけれども。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 今おっしゃられたように資源向上の部分、先ほど各振興会ごとに色々な地域の為の取り組みが出来るというお話をしたのですけれども、例えば具体的にと言いますと、やはり公共施設周辺の草刈とか、あるいはこちらには田んぼはありませんけれども、田んぼの畦道の草刈とか、そういった地域で取組めそうな工作物の整備ですとか、あるいはもう少し具体的に、例えば花を植えるとか、そういったものも環境美化という一つの地域的な取り組みとして、地域全体としての取り組みということでなされるというものであれば、そういったものも認められているというような形にはなって

おります。

農地維持の方は、今のところ先ほど申し上げましたように、かんがい排水事業の施設を維持管理していこうということで、各地域の方に構成員になっていただきながらやっているものですから、今のところといいますか、そういった遊水池の土砂上げと、それに関する道路補修、草刈、それからもし付け加えるとすれば、遊水池まで至る河川の周辺の植栽といいますか、土砂監視林と言っておりますけれども、土砂流入を防ぐような植樹、そういったものということで今のところは考えております、ということでご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 5点ばかりお伺いしたいと思います。ダブるところについては簡潔にいたしたいと思いますが、まず145ページの農業後継者対策のところの、事業推進補助ということで120万円出ております。これは婚活の問題だというふうに捉えているのですけれども、この点について何点かお伺いいたします。

まず婚活に対する事業推進補助120万円というのは、どういう団体の負担といいますか、町がどのくらいというのは120万円ですから、町が多分120万円を出していると思いますので、農協だとか色々あると思うのですが、その按分はどうなっているのかということ、まず第1点にお伺いしたい。

それからこれはいつ頃から始まった事業で、今どのような問題を抱えて今まで何年かやってこられたと思うのですが、かなり苦勞されていると思いますが現状は、どういう問題を抱えて、これからどうしようとしているのかという点について、お伺いしたいと思います。

それから151ページの青年就農給付金事業補助、450万円ということになっておりますが、平成27年度から緩和の措置がされているというようなことが、広報の2月号で出ているのですけれども、その内容については詳しくはいいのですが、450万円ですから、件数は3件ぐらいになるのではないかと思うのですけれども、そのぐらいの件数なのかどうか、まずお伺いしたい。

それから同じページですけれども、新規就農の誘致事業補助というのが3,343万5,000円で、これはその内訳についてお伺いしたいと思います。年収所得の緩和がされたのではないかというふうに頭の中に残っているのですが、そういうことがあるのかどうかについてお伺いしたいと思います。無ければないでよろしいです。

それから151ページから153ページ、これは今11番議員の方から出された点でダブらないようになるべく質問したいと思いますが、1,261万5,000円、前回26年度が315万4,000円で4倍になる訳ですが、この内訳については今お話をされたので、内訳についてはよろしいです。何故、大きく変わったのかという点についてお聞きしたいと思います。これは新聞報道でもされているんです。実際に今までここでも独自に遊水池はされていたと思うのです。草刈とか道路の補修とか、浚渫とかはやられていたのではないかと思うのですけれども、国と道の方で補助があるということが法律で変わったんだと言われているので、どういうふうに変ったのか。今までは単独でやりなさいということだろうと思うのですが、そこの辺りが、よく呑み込めない部分があるので変った内容について、これだけの補助がついたと交付金になったんだということが解ればお伝え願いたいと思います。

それから155ページの新規就農者の誘致に関する経費ですが、これは440万円になっているんです。経営技術研修受け入れ事業助成ということで、前年度より160万円減っているんです。これは受入れ数がどういうふうになっているのかということと、何処にどういう受入が、何人されているかというのが解れば教えていただきたいということでありました。

それから163ページの有害鳥獣被害対策についてですが、これも新聞報道でされておりますが、エゾシカの有害駆除頭数です。この26年と27年の見込みについて、どのくらいになっているのかお伺いしたいと思います。新聞報道によりますとエゾシカ処理新施設ということで、十勝の芽室町で、好気性発酵で分解するというので大体3日から1週間ぐらいと思うのですが、3日から1週間で分解されて堆肥になるという事で、重量も1割程度に圧縮されるというようなことが出来ています。これは木材のチップを使ってエスパス菌という菌を入れて、そこに埋め込んで放置しておくとか切り返しして放置しておくとか3日から7日で分解されますということが言える訳です。

非常に費用がどのくらいかかるかというのは出ているのですけれども、その点についても、そういう新聞の記事を読まれて何か活用できないかということで考えているのであれば、お願いしたいということです。

実際に浜中町の場合、相当数が捕獲されているということですから、惨死対策というのは今までどうなっているのかということです。これからどうするかという問題が、多分課題となっているのではないかと思うのですけれども、その点について考えがあれば

お伺いしたいということであります。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず145ページの、後継者対策協議会への補助の関係になります。町から予算措置しながら補助して120万円、これにつきましては組織している後継者対策協議会というのが、町農業委員会、それから浜中農協、それから各酪農振興会連合会、それからJAの青年女性部、それから各地区から出てきている推進員、選任推進員という方で構成されて、色々な後継者対策、特に花嫁対策ということで、対策を講じながら行っているところでありまして、今言ったように町の120万円の他に具体的に財源として活動しているという内容で申し上げますと、浜中農協の方から同じように補助金という形で、農協の方は昨年といいますか、26年の予算案で同じく120万円ということで合わせて240万円プラス、前年からの大体30万円位繰越があるということの26年の予算になっています。

全体で大体280万円くらいの予算規模の中で、それぞれ後継者対策ということで色々な取り組みといったものに当てられているということになります。それからいつ頃からということになりますけれども、管内的な元々は管内でこぞって後継者対策ということで調べてみましたところ、昭和53年から管内的な後継者対策ということでは、既に実施していたということで伺っております。それが最終的には、平成17年度くらいに管内的な部分は解散しまして、それぞれの取り組みということになったのと、一部は釧路農協連ということで後継者対策ということで、引き続き担っている部分もありますけれども、そういったことで管内的なものは17年度をもって解散しながら、それぞれの対策を講じているということです。

町の後継者対策の部分で申し上げますと、町の方自体も平成15年の年に先程も申し上げましたけれども、専任推進員を含めた新たな形で浜中町の後継者対策協議会と言うことで、平成15年から町内の独自の協議会ということで立ち上げながら、現在に至っているという事になります。

それから、これまで取り組んできた中での問題といいますか、課題こういった部分につきましては、議員もご存じだと思いますが、ここ数年間、町内での酪農後継者の方々のご成婚ということ言えば、毎年のようにご結婚されて、それぞれ後継者として頑張っているところですが、この後継者対策協議会として直接的に出会いからご成婚までといったところの成果ということで、ここ数年間、中々成果として出て来ていない

というところは、正直一番の課題といたしますか、その解消と言ったらおかしいですけども、それに向けては、ご成婚に至るまでの色々な場面での取り組み、出会いの場の提供、それから講習会といったそういったものでは、従前から取り組んできているのですけれども、結果として今現在でここ数年、後継者対策協議会としての成婚がないというところが、一番やはり大きな課題といたしますか、これからもその部分を解消していくといたしますか、そういった成婚に向けての努力といったものを工夫しながら、やっていかなければならないというふうには認識しているところであります。

それから151ページ、青年就農給付金事業補助の関係になりますけれども、この450万円ですが、補正予算でご説明した時に27年度に支給されるべき方を26年度中に前倒しで給付していただきたいという、国の方からの支持があった時点では、予算の編成期といたしますか、計数等の関係でその時期を既に経過していたという方が2名いらっしゃいますので、この450万円というのは3名分を想定しておりましたが、前倒しによって26年度中に2名の方が実際に言いますと、丸1年分を給付する150万円の方1名と半年分の給付をする75万円、225万円の分につきましては、このままいきますと前倒しで給付しておりますので、その分は減額になろうかと思えます。

それから実際に残った分というのは、26年から半年分をお支払した方の残りの半年分と、新たに就農予定をされるであろうという方の1年分の150万円、これを見込んでの予算措置という事で、ご理解いただきたいと思えます。

それから、この制度の就農給付金の制度の緩和措置ということでもありますけれども、議員おっしゃいました2月号で、青年就農給付金の関係の記事を掲載させていただいておりますが、2月に掲載しました給付金の関係につきましては、準備型という方の制度の周知ということで、農家後継者、担い手、これからの専門学校といたしますか、農業大学校とか農大とか、そういう道が認めた研修施設、こういったところへ行って研修する際に給付する年間150万円を最長2年分ということですが、そういった制度が利用できますよということでの準備型の方、要は研修に行っている期間中の給付ということで、広報の方に掲載して周知させていただいたということがございます。

あと開始型の方も触れておきたいと思うのですけれども、開始型の方は従前どおり戻ってきて、後継として就農した場合に、5年以内に経営継承というのでしょうか、農地ですとか施設、不動産物、そういったものを5年以内に継承する場合については、該当しますということで、この部分については従前のおりに制度の方は同じような形にな

っています。ただ一つ言えるのは、今年緩和措置ということでありますのは、納税猶予で使用貸借ということで、親の方から納税猶予で譲り受けたといえますか、権利といえますか、使用の権利を譲り受けた場合に関しても、開始型の方の給付の対象にはなりませんということで、土地を相続するものを猶予した部分と完全に本当に元々親から5年以内に譲り受けると言ったものとの二つと言いますか、条件付きではありますが、そういった場合も開始型の対象になりますということでは、若干の制度の変更があったということで、ご理解いただきたいと思えます。

151ページの新規就農の誘致条例の関係になりますけれども、これがどういった形で内訳がなっているかという事ですけれども、予算措置の予定としましては、農場リースあるいは制度が変わりましたので、機械リースというのは切り離されている制度上の問題はありますが、農場リース、機械リース等で10件の方が対象になっております。

それで、その10件のうち1件は新規就農者用の予算措置ということですから、現状で支援をしている方9件、それから新規就農者見込み分として1件の合わせて10件ということになります。後は、農場等の買取り後の固定資産税相当分の支援、これにつきましては、予算措置上では9件の方々に固定資産の支援ということで予定しております。

それから153ページの負担金補助の関係、農地水多面的機能の支払交付金、これにつきましては、昨年からで4倍程になったということでありますけれども、この部分に関しましては、農地水保全という形から多面的機能支払交付金ということで、27年4月から法制度によりまして、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律、これに基づきながら今後、法制度化された中で地域では取組んで行くということになりました。

それで従来といえますか、26年度までは北海道の農地水協議会というところへ負担金という形で、全体の所要事業費の4分の1を北海道の農地水保全協議会というところへ負担金として町が負担していたものが、今、先ほど言ったように法制化に伴って町の方へ国の2分の1分、それから道の4分の1分、これが町村の方に交付金として交付されてきたものと、従前からの4分の1の町の負担と、これを合わせて予算措置したということになりますので、ちょうど昨年から見ると4倍になっているというのは、そういった法制度化に伴う交付金の流れ、これが変更になったということで、ご理解いただきたいと思えます。

それから155ページの、経営技術研修受入事業助成の関係になりますけれども、こ

れにつきましては、現在浜中町研修牧場の方へ研修されている方々に対する研修牧場への助成金ということで、ご理解いただきたいと思います。

それで内訳の方になりますが、現在研修生は4組8名が研修しておりますが、新年度4月以降から、もう1組新規分も見込みまして5組10名分ということで予算措置をしております。基本的な部分で言いますと、月額5万円を12ヵ月分なので60万円ということにはなりますが、それぞれ就農研修を始めてから3年間という支援ということになっておりますので、年度途中から入った時には最終年といいますか、3年目の月というのが1年分ではなくて就農した分の残りの期間ということが、年度間の中で発生してしまうので、そういった関係上で、例えば10組で1人50万円の600万円にはならないというようなことにはなります。そういった事情があつて年度間の予算としては440万円ということで、算出の根拠といいますか、そういったことになっております。

それから163ページ、エゾシカの関係でございます。委託料では有害駆除の委託料ということで、町の猟友会の方へお願いして、色々とエゾシカの駆除対策といったものに取り組んでいただいているところでありますけれども、まず頭数の関係ですけれども、エゾシカの26年の捕獲頭数が26年度3月末までは到来はしておりませんが、3月補正でも若干補正させてもらってしまつて、1月末時点で2,403頭の駆除頭数が出ております。

それで3月末までに補正で見込みさせていただいたのが2,900頭ということで、26年度は見込んでおります。実績としては1月末で2,403頭ということではあります。今後の2ヵ月といいますか、2月は過ぎましたけれども、この2ヵ月の間で約500頭まで行くかどうかはまだ解らないですけれども、そういった形で最終的に2,900頭に近づけるくらいの駆除数になればということで、見込んではいるところであります。

それから27年度ですけれども、27年度につきましては、一応、今年の1月末までの実績も含めて、委託料自体は前年同様で1,800頭分ということで見込んでおります。これが猟友会の方へお願いする頭数としては26年度と同様に1,800頭分ということで捕獲頭数も目標としております。それからもう一つ、緊急捕獲対策というものが26年度で終了しまして、27年度からは従来あつた交付金の中に、新たに緊急捕獲対策に代わるメニューといいますか、それが入ってくる予定ということで情報は得ておりますので、それが入ってきまして今年では2,900頭を対象としておりますが、

1月末までの実績を含めて2,500頭くらいの交付金が当たるとすれば、その分はその交付金を充てにしながら、猟友会の方々の負担軽減対策として取り組んでいきたいというふうには考えているところです。

それから処理の関係ですけれども、今言ったように、2000頭以上を例年捕獲する訳ですから、それなりに頭数それは町内に食肉加工ですとか、そういったところをお願いしてといいますか、搬入して食肉用に加工されたり、あるいは猟友会会員の方々の自家消費といいますか、あるいは議員おっしゃいましたが残滓の関係です。そういったもので最終的にどうしようもないと言ったら、表現はおかしいですけれども、捨てなければならない廃棄しなければならないという部分については、最終処分場の方へ搬入していただいて、そこで処理しているというのが現状であります。

それで残滓対策ということで、新聞の記事に町村は聞き逃したのですけれども、バクテリアで分解して、そういったものの減量化ということでは、それぞれ色んな自治体でも取り組んでいますし、先進的な部分ではオホーツク管内江枝町でそういったD型の中にもみ殻ですとか、そういったものと混ぜながら分解するというような方法を取りながら減量化というものに取り組んでいるという事例もございますので、その辺のところは色んな情報を仕入れていきたいなと現状では考えている段階だというふうに、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 151ページの緩和の問題ですが、新規就農者の誘致事業補助のところの私は勘違いしていたのかと思うのですが、所得緩和で250万円というのを350万円までに広げるというような記憶があるのですが、それは間違っていましたので、そのことについてまず1点お伺いします。

それから145ページの婚活といいますか、農業後継者の対策の問題ですけれども、これだけ長く取り組んできて、色んな課題があったのではないかと思うのです。中々うまく進んでいかない。その点についてきちんと聞き取り調査をしてもらって検証して、これからどうしたらいいのかということをやらないと、これはずるずるとまた同じ様にいくのではないかと思うのです。産経産建の視察にも我々は行ってきたのですけれども、その中で答申といいますか、レポートを出してやはり婚活では相当専門的といいますか、専属の職員も置かなきゃ駄目だと、出来れば複数でおいて欲しいみたいな提起をしているんです。そういう点でもすぐやって欲しいことですが、そうは言っても、そう

簡単にいかない部分もあるかと思うのですが、検証をきちんとして今何を課題に、一番困っているのは今まで長くやってきた担当者が専任の人から話を聞いて、あるいは農家からも話を聞いて、どうしたら良いかということを立て直さない限り、私はこのままずるずると言って、結局何も出来なかったということになるかと思うのです。

やはり後継者問題というのは、とにかく緊急な課題だと思うのです。そういう面でも色んな取組みが全国でされているし、今都会よりは田舎の方が住みやすいというような状況をつくり出すには、やはり子どもも生まれると、それには結婚する、ここに住んで良かったというような状況を作りださない限り、やはり進まないと思うのです。そういう点で是非、その点でもう一度検証の面でしっかりとした検証をして行くかどうかという点をお伺いしたいと思います。

最後の163ページのエゾシカの関係ですけれども、これは最終処分場に搬入すると残滓を鳥とかカラスとか色んな面でどういうふうを持ち込まれているのか。何かに入れて、鳥獣が残滓を食い散らすようなことは出来ないようにして持ち込んでいるのかどうか、その辺りも含めてこれから環境の良い所ですから、観光客も入るというようなところですから、しっかりした残滓の対策は必要だろうと、最終処分場で大丈夫かなという危惧感をもっているのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず151ページ、青年就農給付金の制度の変わった内容の説明が足りなかった部分についてご説明したいと思います。

議員おっしゃられる所得要件の関係につきましては、給付金を貰えるか貰えないかというのか、平成26年度までは250万円を超えたら給付はされませんと、給付は停止になるということで、26年度までの対象者には、今後もその要件は引続き掛けられるということになります。

新たに変わった内容としましては、27年度以降で支給の対象者になられた青年等につきましては、まず初年度につきましては、無条件に150万円を支給しますということになっています。所得要件云々ということではなくて、1年目の就農時には給付金を150万円、今まででいうと1年分の150万円を給付するということで、そのあとの2年目以降が、今回27年度から給付される人には要件が変わったということで申し上げますと、今度は所得要件が350万円以内の方に対しては、就農給付金を給付しますということになりました。ただ350万円までということの一つの計算方式といいますか、

給付の条件としましては、そこから例えば350万円まではOKということになって、それから前年の自分の所得を減額したものの5分の3まで、要は6割を支給するという制度内容が変わったということで、一つ押さえていただきたいと思います。

具体的に申しますと、例えば350万円までなので、前年の所得が仮に250万円ありましたということになると、差し引きして100万円が計算の対象金額になって、その6割ということになりますので、60万円がこの方の青年就農給付金としての支給額というようなイメージといたしますか、そういう計算式が成り立つと思います。この部分が新たに27年度から制度として変わったということになります。

それから145ページ、後継者対策協議会の関係、これからの花嫁対策ということでありますけれども、関係機関とこれまでも色々な手を講じながらやってきております。例えば対象者自らが企画し、自らが行動しながら、自らが巡り合いの会のセッティングから交流の場というような形で色々な手立てをしながら、そういった機会も提供しながらやってきているところですが、農協、町、それから関係機関、関係者含めて、そういった形のやり方の検証を含めるのもそうですし、また新たなものというものが、あるとすればその辺の情報も収集しながら関係機関の中で検討しながら、進めていければと考えております。

何れにしても、色々な形でご成婚まで至るような色々な手立て、こういったものも関係機関と検討しながら、今の時点でまた新たな年度始まっていきますけれども、その辺も含めて、是非検証しながら今後も進めていきたいと考えております。専門員の部分につきましては、今現状の後継者対策協議会の中では推進専門員という1名の方に、年度間通しながら色々なところでマッチングといたしますか、巡り合いの部分の機会だとか、そういった紹介があった時に対応していただいて、後継者対策協議会の中では27年度も専任の推進員と、それから各地区の推進員、これらの方々と取組みをいただきながら、引き続き活動をしていく形になると思いますし、そういった形で専任推進員中心に27年度も対応していくという活動を組み立てていくという形になると思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） エゾシカ有害駆除の残滓の最終処分場での周辺等への影響の部分で、どういうふうに行っているかということですが、一応、持ち込まれた残滓につきましては、最終処分場に保管の場所があるのですが、そこでは一応シートをとりあえず掛けて、結構な量になっておりますので、破砕機でその後処理します。

それで随時、場所を動かして行くという形になっておりますので、有害駆除の時期ですと、どうしても量がかなりになりますので、本当に私も先日行きましたけれども、山のようになってカラスなど鳥獣等含めて、結構臭いもしている状態ですので、抜本的には余り残さないでスムーズに処理をするという方法しかないのかと思っております。その様なことをご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今破砕機でというふうにお答えになったのですが、結構臭気もするし、カラスも来ると、その後そういう状態がずっと続くとなると、これは公衆衛生上よろしくないと思うのです。やはり道路を通っていてもキツネがはねられて道路の真ん中にいるとか、色んなことが起きているんです。シカもそうですね。そういう状態で観光客が通った時に嫌な感じがすると、尚かつ鳥が足でもくわえて道路に落として行ったというようなことがあってはいけないと思います。

だからそういう点では、もう少し対策を厳しくやっていただきたいと、それにはこのエゾシカの処理の新施設というのは参考にしていただきたいと思うのです。これはそんなに金掛からないです。建設費これは1,300万円ぐらいだということと、年間の運営費用は370万円だと言っているんです。だから、そういう面できちんと対応すればこれよりもっと浜中は頭数が多いですから、規模はもっと大きくなるのでしょうけれども、かなり有効な手段ではないかと思うので、是非そういうことも念頭に入れて対策をお願いしたいと思います。その点についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町民課長。

○町民課長（渡部直人君） 周辺への環境の影響という部分では、やはり先程お話がありましたけれども、エゾシカがキツネ等含めて餌ということで野良犬、猫とかも含めてかなり周りに来ている状況はあります。

それで抜本的には先ほど言いましたけれども、きちんと密封とかそういう部分、現状では出来ていないというのが実態ですし、後は残さない、入ったら直ぐ処理するというのが基本ですけれども、中々量が先程お話がありましたけれども、かなりの量ですので最終的には、今後のエゾシカの駆除量の関係もありますけれども、施設の在り方、あと処理の方法をやはり情報収集しながら、竹内議員居られた施設の方の実態を研究して参りたいと思いますし、農林課も含めた中で、今後、情報を共有しながら対策が何かないかということで庁舎内で考えていきたいと思っております。よろしくご理解いただけれ

ばと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は水産関係で165ページの、漁業後継者育成対策事業補助71万円というところで、私は漁業後継者の対策という問題で質問したいと思います。

今、前段の農業後継者問題で色々な支援がなされているというのを聞きまして、水産関係では漁業後継者をどうやって育てていくかという点では、色々な今まで水産課長がずっと答えられてきた養殖事業とか、あるいは昆布の雑草駆除とか、生産を上げていくことによって、後継者育成になっているんだというのがあったのですが、それもそうだと思います。

ただ今の状況で行きますと、漁業後継者をずっと育てて、それからどう作っていくかというのが、私たちの町にとっては最大の課題だと思うのです。それとまず71万円という内容について説明していただきたいと思います。

それから、一般質問でも漁業後継者の対策で、漁業者の人口が減っていくことに歯止めをかけるということで質問した訳ですけども、私は農家の方では先ほどから農業後継者対策協議会のようなものを作って進めているというのを聞きましたが、浜の方でも漁業後継者対策協議会とか、あるいは漁業後継者相談室のような専門的な組織を上げて、そして昆布漁業あるいは沖合漁業、この町では伸びゆく漁業とアドバルーンを上げて、それは今国では地方創生ということで地方が活気を持てるような、今年度の予算でも本当に地方に住む人たちにとっての予算が付けられております。水産においてもこれを機会に、漁業人口を作っていく、これを立ち上げていただきたいと思います。

今まで昆布沖合の漁業歴史に於いて、こういうものをやらなくても良かったんです。代々ここに移住してきた人達が親方から土地を分けてもらって、船を借りて沖に出て、そして水揚げをする、家族労働で全家族でこれやってきて流氷も入ってきたし、そうやって家族が8人居ても、10人居ても皆で生活できたという歴史がありましたが、最近ではそうになっていなくて、色々努力はされているのですが、やはり都会が良いのではないかという考え方から出て行っている部分はあります。

しかし、この地域今見れば宝の山が直ぐ近くの海にあるというような認識であって、きちんとすべき時に来ているのではないかと、そういう宝の山も数字や何かで、きちんと示せるようなそういう相談室が出来るとか、なんと言っても日本の経済を支えるのは、車とか電化製品とかあるいは携帯とか、それらが伸びたからといって、本当に豊かな国

になるのかと言えばそうではなくて、やはり大自然から生産する食料これを得ることこそが、本当の経済の発展になると常日頃考えているのですが、地域に住む一次産業の町で、私たちの町が生産物で景気がよくなることによって、真の日本の経済というのが、支えられていくものだと思うのです。その点で是非、後継者を1人前に育成する初めからの組織といいますか、そういう組織を作る事こそ大事かと思うのですが、その辺の考えを聞かせていただきたいと思います。

2点目は、具体的な政策はこのページにないのですけれども、水産振興ということで質問させていただきます。先程からシカの駆除ということで話題になっておりますけれども、海岸線でもシカの害は切実な問題になっていると思います。それで柵を張ったりして、それぞれ防御をしているのですけれども、シカの全体数は変わらない訳で殺されない限りどんどん増えていくと、結構、散布の方に向かって行くのですが、夕方あたり琵琶瀬展望台の周辺は、本当に凄くと思うくらいのシカ牧場のような感じになっております。

そして、渡散布の干場は相当シカの通り道になっておりますので、糞がいっぱいありまして、それから丸山散布の方も奥の方の干場は、両方海に囲まれておりますから、シカの害はあまりありませんが、入口の干場は奥には行かない分のシカがたくさんやって来まして、何とかしてもらいたいと、それで対策というのは、自分の干場を守るには自分の干場に網を張ってシカが横断しないようにという策もあるかと思うのですけれども、中々浜で昆布の作業をする時に、色々入口を作ったり、柵を作ったりということになると、またこれは似つかわしくない作業の邪魔になってくるのです。色々あるのですが、こういう問題について、浜中町としては海岸線でのシカの害というのはあるので、これについての対応策について、今原課で考えていること等お答え願いたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず165ページの後継者の71万円の関係ございますが、これにつきましては、補正予算でもお願いしましたが、35万円を26年度の補正予算の方に前倒しさせていただいております。

実際には、漁協青年部が15万円ずつの2漁協で30万円、女性部3万円ずつの2漁協で6万円の合計36万円の支出見込みとなる予定でございます。後継者の関係でございますが、新たな後継者の支援につきましては、一般質問の折にも回答いたしましたが、

新たな交付金の支援を活用したもので、検討したいということでもあります。

後段の結婚の関係につきましては、漁組さんとは事務レベルでは話はしております。あくまで農業のように漁協を中心として協議会を立ち上げていただきまして、関係機関と一緒にしまして対策をお願いしたいということで、要請をして参りたいと思っております。

2点目のエゾシカの関係でございますが、これは散布地区でのまちづくり懇談会でも対応ということで、要望は出されておりますが、議員おっしゃいますとおり、干場につきましては、道路などの開口部が多々ありまして、やはり個々の対策でお願いするしかないのかと思っているところであります。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 是非そういう漁組を中心にした2つの漁組両方で、その対策を立てられるような協議会を作って、将来有望な後継者を作り出していくように、そういう方策を自分たちで作っていただきたいと思っております。

ただ、やはり漁業には夢があるんだというように、まず昆布の漁業においても、あるいは沖合漁業においても、今200海里以来大変な時期になってきて、あるいは温暖化現象等で水温が変わって温かくなってきているとか、マイナスの部分もあるのですが、漁業者はそれらをマイナスにとらないでプラス思考と考える部分もあるし、夢はあるんだというのを漁業者自身に考えさせていくということが、とても大事なことだと思います。

親がそういう気持ちにならなかつたら、子どもを漁業者にはさせないですから、そういう点で親に自信を持たせるということが一番大事だと思うし、また子ども自身も海に親しんで漁業を好きになるというか、そういう機会をしっかりと受け止めて行く必要があると思っております。

また、これは教育委員会に関連することですけれども、教育の場面でやはり浜中の浜中中学というのも高校においてはある訳ですが、浜中においては浜中の子ども達が漁業に誇りを持って従事するという方向に、学校教育はあるべきだと思います。

そういう点で、365日毎日毎日そういうことをやれとは言っておりません。年に一学期、二学期で結構です。何か水産業に子どもたちが取り組むとか、そういう機会が自分たちの住んでいるところで、父母が漁業でこんなことをやっているのかということも、自分たちも漁業者でない子ども達でも体験できるような教育の場面も、霧多布あるいは

散布ならではのそういう教育があつて良いものではないかと思うのですが、実際にやられている学校もあると思いますが…

○議長（波岡玄智君） 加藤議員、後ほど教育費がありますから、そちらの方でやってください。関連があるといつても、ただいま言っていることは殆ど教育費関係の内容が含まれますので、学校の対応とかそういうことでお願いします。

○10番（加藤弘二君） はい。学校関係の時にまた質問させていただきます。

シカのことですが、中々個人でやるというのは大変なことで、集落で大きく囲ってここでシカを止めるという感じでやるとしても、やはり杭ですよ、重機はその辺のを持って来てやっても良いのですが、そういう材料代等の支援も考えてもらえれば、自分たちでやっても良いということにもなるので、そういうことを漁民の方に伝えるなどしていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） エゾシカの関係でございますが、確かに漁業者苦勞しているのは十分承知しているところでありますが、昆布漁業者は町内に400戸以上ございます。そこで今おっしゃられたような資材の提供と、それらについては今のところ考えてはおりませんが、出来るものがあればそれなりに検討したいと考えております。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今のシカの件で答弁ありましたが、皆でまとめて要望があれば出してみてくださいと伺いました。それで最後に町長に漁業者の相談室、後継者をどうやって理論的に、それから実践的に、この施策を成功させるかと、この辺のところを町長は、農林課長時代に農業後継者の今日の姿を作ってきた課長時代も知っているのですが、今度は浜に来ていますので、何とか漁業後継者のきちんと増えていくようなそういう政策として、常に考えているのではないかと思うのですが、その辺のお話を伺いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 農業の後継者の関係でお話させてもらいますけれども、最初に農業でやったのは農村花嫁対策ということでやりました。年度で行くと私が役場に入った年くらいに農村花嫁対策というのが出来たのではないかと考えています。住民系の窓口に行つて名簿を拾つた記憶があるのですけれども、農業においてもずっとこの間、その

対策を切れまなくやってきたと思っています。

ただ一番厳しいのが、仕事だというふうに思っています。後継者対策、農村花嫁もそうですけども、今は後継者対策と名前も変わりましたし、そして花嫁だけではなくて、花婿も含めての話になっていますから、そういう意味では、一番難しいし農業委員会の建議も出たのも、それもやはり担い手という形からすると、そういう後継者の絡みが一番難しいのではないかと今でも思っておりますし、先程、農林課長が報告しましたけれども、中々成果として上がっていないと、やっても上がらないというのは、このことだと思います。

ですが、やり続けられないといけないというのも、このことだと思っております。特に今後継者対策を議論するという時に、前段で一度産業後継者対策協議会というのを作りました。そこで3つの業界含めてやったのですけれども、結果的に温度差があったんです。

それは、農業は農業でやっていたし、漁業含めてそんなに必要ないという判断がその当時は産業後継者対策協議会の時はありました。今どうなのかといたら、やっぱりその差はあるのではないですか。

まず一つ目として本人ですよ。本人が結婚したいかしたくないかです。する気があるかないかです。

次に親だと思います。親がさせるかさせないか、させる為にどんな努力をしているかと思ったら、これもあるということです。

次に産業団体だと思います。産業団体は産業団体にとって、そのことが大切な仕事なのか、仕事でないのかということがあれば少し変わってくると思います。産業団体として、後継者対策というのは大事だと位置づけたとすれば、産業団体も乗ってくると思います。そしてお金も出してくると思います。それがそこまでなれば対策、その組織を立ち上げるということに繋がってくると思います。ついに組織を立ち上げたとしても、いま農業も大きな課題をもっていますけれども、中々上手くいかないというのがあります。これからも、そのことは挫けずやり続けるしかないと思っています。

それは本人の意思、家族の意思、それから組織の意志、そして町がどう支援できるのか含めて、これからの課題だと思っています。それでは町長は何をやるかと言いますと、まず私の方としては、先ほど事務方で話はしていると言っていますから、事務方じゃなくて逆に上同士で、こんな話をして行かないといけないのかなと思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 3時 2分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5款農林水産費の質疑を続けます。

3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点だけお願いいたします。165ページの負担金補助金です。

浜中漁協分であります。鮮魚加工機整備事業補助、事業費が600万円の補助率が25%ということで150万円、同じくベルト式真空包装機整備事業補助、事業費が800万円の200万円程です。どんな業種がどんな加工される、あるいはどんなパッケージをされるどんな製品が販売されるのか。この一連の流れをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） まず、鮮魚加工機の整備の関係でございますが、現在、手作業で一次加工を主にやっております。近年フィレの要望が多くありまして、鮭鱒25トン、アブラコ10トン、秋鮭10トン、タラ6トン、それらをフィレ加工する。その後真空装置の方で、現在小型のものしかございませんので、秋鮭とか大型魚60センチまで対応できる機械を導入する予定でありますので、それらを真空にして出荷する予定となっております。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） ちょっと聞きとれないところがありました。鮭鱒、アブラコ、タラといたしましたか、後もう1種なにかありましたか。それをフィレにするということ真空パックにして売る。それをパックにして製品化して販売するという事で、販売先というのはどちらの方に卸していくのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 加工機の方ですけれども、秋鮭の10トンを用意しております。販売先については具体的には伺っておりません。申し訳ございません。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず145ページの農業後継者に対する先ほどから出ております後継者対策です。この120万円ですけれども、去年の暮クリスマスの時期に合わせ

てかと思うのですけれども、実際にこういう婚活事業をしていますとか、合コンみたいなことを企画されていたという話は聞いておりまして、実際にどういう企画を実施されているのかという事が解ればお願いします。

それと149ページの中山間施設活性化直接支払ですけれども、これは4地区にそれぞれ戸数に応じて配分されると思うのですけれども、その各地区の主な事業といたしますか、それが4地区毎に解ればお知らせください。

それと169ページの産業資金貸付委員報酬2万3,000円で、額は小さいのですけれども、これは各農業、商工にもこの貸付委員報酬というのがあって、各それぞれ執行残が無いので執行されていると思うのですけれども、漁業に関してだけ過去3年調べてみたら、何れも丸々費用弁償含めて執行残になっているという経緯ですけれども、ここで審査されて、その下にある産業振興貸付資金に割り当てていただけるのかという、事業選定みたいなことをされているのか。要は委員の要するになさっていることですね。これを示してください。

それと同じページの一番下漁港管理です。これの修繕料これは昨年度、確か琵琶瀬航路の浚渫と記憶しているのですけれども、今回の修繕料の内容216万円これをお聞きします。

それと171ページ、漁港整備に要する経費ですけれども丸山散布物揚場です。これは補正の時の説明で、3番議員の質問に対して、なぜ執行残といたしますか、予算が減額になったのかということに対して、辺地債の歳入分のみの工事だったという答弁がありました。今年も1億4,875万円が組まれているのですけれども、予定していた事業が全て出来るかどうかは、そこら辺にかかっていると考えて良いのかどうか。この4点お願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） まず1点目の145ページ、後継者対策協議会負担金に関連しての部分ですけれども、後継者対策協議会での議員おっしゃられましたクリスマスの時期に、どのような形のパーティが開催されていたかということのご質問かと思えますけれども、管内の後継者対策協議会、今でも続いている後継者対策協議会と浜中町の後継者対策協議会と合同という形になるかも知れませんが、昨年11月21日に釧路市において、当町の後継者の対象者の方々男性7名の方がそちらに参加しまして、それで俗に言う気軽に参加してパートナーと巡り逢おうというタイトルで、カップリング

パーティというような形で開催しております。

それで参加募集としましては、タイアップしている関係から管内からは男性15名と女性15名というような形の中でカップリングパーティを開催しております。

それから149ページの中山間地域の直接支払いの交付金の関係の集落、どのような取り組みをしているかということでもありますけれども、集落で行きますと一部根室集落ということで、浜中の方が根室集落地域というのを含めると、4集落ということで浜中町内の農業者が思いだった組織構成としては、3集落の集落が色々と保全対策といえますか、そういったものに取り組んでいるということでもあります。

それで一番大きな集落としましては、浜中別寒辺牛集落というところが、JA浜中が主体となる集落になりますけれども、そこですと過去に取り組んできた内容といえますか、現在も取り組んでおりますけれども、ラップサイレージのラップが給餌した後に出てくる廃ラップですね。廃ラップを収集して、それを釧路の方に搬出して再利用してもらっているというような取り組みもありますし、あるいは過去の部分で言いますと農業景観ということでは廃屋ですとか、農器具、廃農機といったものの環境美化景観の面からの取り壊しですとか、そういったものにあたっているということもあります。

あるいは一番大きい取り組みとしては、各農場へのソーラーパネルの設置といったものも、浜中別寒辺牛集落として大きな取り組みの一つかなというふうになります。その他に浜中未来集落、浜中なんもだ集落という他、戸数はそれぞれ7戸、2戸というように小集落という形にはなっていますけれども、ここも同じように廃ラップのプラ集収対応取り組みですとか、あるいは機械の共同利用による営農のお互いの共同活動取り組みといえますか、そういったところを主だってやっているというような、全体的にはそういった取組内容で今日までやってきているということでございます。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 169ページの産業振興資金の関係でございます。この委員につきましては、両漁協の役員と職員がなっております。それらの方から貸し付けの申請が上がって参ります。同じメンバーで審査するということになってしまいますので、委員会自体は開催したことはございません。書面による承諾をもらっているところが実際でございます。

それと同じく169ページの漁港管理に要する経費の修繕料の関係でございますが、これにつきましては、火散布漁港の本港の航路護岸の補修ということで延長32メートル

ル、それが145万円程度、それと藻散布漁港の右岸側の道路補修これが30万円程度、残りにつきましては、突発的な補修対応ということで、照明灯の取り替えと標識灯の取替え等の経費となっております。

それと171ページの丸山散布の関係でございますが、これにつきましては26年度と同様に配分があった分での対応になると考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 農林課長。

○農林課長（藤山巧君） 2点目にありました婚活パーティの関係で訂正をさせていただきたいと思っております。

先程11月21日に実施されたという部分は、管内と町内の後継者の共同で開催したのものについては、当町の方からは1名の参加であります。それから先ほど申し上げました、町内の対象者7名の参加というのは、これは独自で釧路市内の方で開催したものが、12月5日の日に当町7名が参加して開催しております。訂正させていただきます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まず169ページ、委員報酬ですけれども、どうなるか解らないから、このまま予算は残しておくという考えであればそれで結構です。その答弁は後でいただきます。

それと後継者対策です。これは実際に中々成果が上がらないのは、何処も一緒だと思うのですが、こういう取組みをすることが大事だろうと思うのです。その意味で先ほど来、各議員からも出ているように農業だけです。こうやって農業後継者対策に要する経費という形で科目設定しているのが、後は漁業に対しても水産行政の中で見られているし、要はそこに取組む姿勢の違いが出てきているのかという気がいたします。

それで視察に行ってきた、他所の自治体の熱心さというものをつぶさに見てきて、視察調査の意見としても上げていますけれども、要は先ほど町長おっしゃった産業後継者対策という形で、以前に立ちあげたことはあるけれども、うまく行かなかったとおっしゃっていますけれども、それにめげずそういうものを農林水産で、もう一度検討してみろというのも大事だろうし、何よりもやはり行政の姿勢ですよ。我々が一番感じてきたのは。

要するに、このままではという危機感の基に行政が中心になって、ほんの少人数の部署ですけれども、本当に素晴らしい熱意を持って、そういう業種を関係なしに横断した中で、そういう取組みをしているということが、それはそれなりに成果を生んでいる

という旨の報告を調査意見として挙げていますけれども、町長にお聞きしますけれども、今後、地方創生関連で今年度から計画も作るという話ですけれども、そこら辺に対する取り組み方というのは、先ほどと考え方は変わらないのか。

それとも再度他の自治体の情報を得ながら、検討してみるという考えがあるのかなのか答弁をいただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 水産課長。

○水産課長（戸井洋典君） 産業振興資金の報酬の関係ですが、任命はされておりますが、未執行という形で残しております。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 議員に言われまして、産業全体で行政がやるべきではないかということのご意見だと思いますが、まず私としては、行政は支援する立場だと思っています。農業も支援していますから立場としては。というのは今、農業をやっている青年部も自分たちでしっかり動いています。女性部は女性部で応援しています。その青年部をお話の仕方、それから服装も含めて全部女性の目から見て応援もしています。ですから、やはりそれは行政でやるというよりも自分たちのところでやって、そして変わって行くんだと思っています。そういう勉強会をやっています。そしてクリスマスパーティ、更にはお菓子作りですとか色んなことを自分たちで自ら女性部、青年部含めてやっている訳です。そこに行政は、その時は高梨も入っていると思いますけれども、いろんな形で支援する立場だから自分たちがその気にならなかったら、ましてや漁組も含めてまずそこが大事ではないかと思っています。話は掛けていきたいと思っています。

私としては、先ほど言いましたけども、組合長なりにお話はして行かなければなりませんけれども、それがなぜ前回産業団体が壊れたかといったら、産業団体が乗って来られなかったんです。だから壊れたんです。ということで、今はどうなのかと言ったら温度差があるんです。同じです。余り感じていないんです。先ほど議員の方からありましたけれども自信を持つべきだと、漁業サイドの人たちに漁業に対する仕事を含めて自信を持って、この仕事は良いんだと、そしてこの仕事を子ども達に継いでもらおうと、そこから始まらなかったら、この話というのは上手くいかないと思います。仕事は自由にするよと言っても良いけれども、結果的にこの町で仕事をするよと言ったら、やはり親もしっかり協力して組織もしっかり協力して、そして行政がしっかり応援をするそういうことだと思っています。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第6款商工費の質疑を行います。ありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 177ページ、商工会補助の地域活性化促進事業補助ですけれども、これはプレミアム商品券発行ということで、26年度補正予算で計上されているものの、これは前倒しの部分もあるのかと思っておりますけれども、昨日の新聞でいきますと、割増率が30%で1万円の分を6,000部発行するというので、記事が載っておりました。その発行の仕方ですけれども、従来のプレミアム商品券の発行は、各商工会なりあるいは商店等々で分散して発行されておりましたけれども、聞くところによると同じ人が2回並んでまた買っているという話も聞きますので、公平公正さを図る意味では販売の仕方6,000枚ですから、全戸に行き渡るように考えられているということなので、発行の仕方を少し工夫したらどうかと思っています。

考え方としては、引き換え券みたいなものを各戸に配布するとか、そういうことによって満遍なく行き渡るというようなそういう方法にしないと、早く並んで来た人が2回も3回も買えるというようなことになっては、折角の今回の地域創生の消費、喚起に結び付かないのではないかと思う訳であります。その辺の考え方を出来れば、引換券を個々に郵送するなり、その券を持ってくれば確実に交換できるというような仕組みをきちんと作るべきではないかと思うのですが、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと町地域経済活性化促進奨励補助の関係でありますけれども、昨年補正予算で若干予算が余ったことについての質問をさせていただきましたが、加工品のパッケージを4件作りましたよということで、111万円程の実績でありました。

私は、水産関係でちょっと聞きたいと提言したいと思った事が頭にありまして、とぼしてしまっただけですけれども、活性化促進奨励事業補助に関連してですけれども、これは商品開発独自加工という物も対象になると思いますので、提言ですけれども植物性ミネラルマグマンという商品を聞いたことがあるでしょうか。これは中山栄基先生が還元健康法ということで、各地に出向いて講演なんかもしているようで、間接的に資料をいただいたのですけれども、はっきり言って徳島県の上勝町で葉っぱビジネスの産業が一生懸命やられていて、高齢者が企業の主役で自分のペースで主体的に葉っぱを採取してつまものとして出荷していると、それで生涯現役で暮らせるというそういうことなものの

ですから、それに良く似たものだなと思っているのですが、植物性ミネラルマグマンというのは、海や山など自然界でたくましく自生している野生植物、この中には昔のままのミネラルがたくさん残っていると、これを焼いて灰にして、その後、更に高温で加熱すると灰は溶岩流のようにマグマ状態になると、そして出来たマグマは野生植物のミネラルの塊、それを特殊抽出し製品化したものが野生植物ミネラルマグマンというもののようです。

それを作る過程での前段です、海岸に漂着する雑海藻、ワカメでも何でも良いという本当に雑海藻、それらを拾い集めて干して、それを灰にするそうすることによって、こういった栄養価の高い自然界にあるミネラルマグマンが製造されるということで、非常に健康等に良いという事です。酸化を防止する高い還元力を持っていたり、合成科学物質の効用の代替、後押しをするとか生態防御機能の免疫力を高めるとか、結構有効な商品になるということで紹介をされております。

そんなことで独自加工に絡めて、町の地域経済活性化促進事業ということで、この葉っぱ産業に似たようなお年寄りが生涯現役で砂浜に行って、その辺の雑海藻を拾って来て、それを乾燥して灰にすると、灰にしたものを出荷するというような仕組みといいますか、そうすると環境も非常に良くなるし、そういった手法で出来ないだろうかといった提案であります。

その辺を聞いてどういうふうにか考えるか、必要があれば専門的にこれについては中山栄基先生の本だとか結構ありますので、それらを調査してあるいはパソコンネットで検索もできますので、是非それらの部分を確認して商品開発に結びつけると、こんなことが出来ないかどうかお尋ねをしたいと思います。

それと185ページの、霧多布湿原センター管理運営負担金に関してですけれども、私、去年の9月定例で指定管理基準の7の(2)では指定申請時の事業計画書による提案内容に基づきとあるので、トラストから出された収支計画書の3,298万円がベースではという質問に、その通りということで答えておりますが、200万円ちょっとの減で契約されているように見受けられます。この辺は計画されている事業の一部を辞めたということになるのか。その契約に至る経過といたしますか当然、両者と交渉をしてこれをベースに交渉されたものだと思いますが、その辺の経緯が解ればお知らせをいただきたいと思います。

多分、総合的な事業計画はそのままにされて人件費の部分で双方合意に至ったのかな

と思っておりますけれども、今3,081万1,000円のベースは2,852万8,000円になると、その消費税ですからこの額になるのですが、5年間これがベースだということで理解して良いのかどうか伺います。

それと187ページですが、勤労青少年ホームに要する経費ですが、これは放課後児童クラブの関連と合わせてお伺いしておりますけれども、この勤労ホームは昭和59年に建設されてもう築31年になりまして、地震等で倒壊したりしていますが、目的は勤労青少年の健全育成等でありますが、実際そのようになっておりませんし、どうしてこの科目が未だに残っているのかなど、厚労省からの締めつけてといいますか何かがあって、あるいは補助金の適正化に関する法律があって、このままの勤労青少年ホーム費で残っているのか。運営委員会実態もない訳ですから、昨年3月議会でも公の集会施設に転用したらどうですかという話もしていたのですが、その後の協議としては、児童クラブで使っているのでも福祉保健課の方に所管転用をしたいという話もあったり、先ほどの議論でいくと、空き教室を使ってやりたいという考え方も示されておりましたし、この辺どうなのかということで、あっちに行ったりこっちに行ったりではなくて、きちんとこれは公の集会施設に位置付けたらどうかと思うのですが、改めてその辺の考え方を伺います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） 177ページの地域経済活性化促進事業補助のプレミアム部分ですが、先ほど議員も言いましたけれども、これは6月補正で減額させてもらって、それで今回のプレミアム商品券の関係ですけれども、補正の時にも一応お話をしたのですけれども、一世帯あたりに購入券を発行して、これは自治会配布で予定しておりますけれども、これで一世帯3セットまで購入出来るというように、当然、一世帯でも多く購入出来るようになるのではないかと考えております。

同じく177ページ、町地域経済活性化促進奨励補助につきましては、議員言われました、この目的の中にも商品開発というものがありますので、それにも補助できるということで、この辺を調べまして、例えば何処か手を上げてくれるような団体がありましたらそちらの方に提案してみようかなと考えております。

それと185ページ、湿原センターについてですが、これはセンターの制度に伴いましてNPO法人霧多布湿原ナショナルトラストが指定管理者という事で、過去の二期10年委託しておりました。それで10年の間に一応指定管理費2,750万円だったの

が平成26年度に消費税の増税に伴って、基本額を2,619万円の8%を乗じた額ということで、828万6,000円と初めてこの時に増額したと。

それで過去の実績等考えまして、指定管理費をここで基本額というのは、元々決まっています、それで前回までの基本額というのが2,619万円で、今回ここで252万2,000円を挙げさせてもらったということなので、事業を減らすとかそういう話ではなくて、当然10年前と今とはかなり変わっていますので、主に人件費のベースアップです。それと電気料の料金の値上げの分の252万2,000円のアップと事業がどうのこうのでは無くて、今まで以上にやってもらおうということで上げさせてもらいました。ホームの関係ですけれども、一応、平成27年度中に用途廃止ではなくて用途変更の手続きをしまして、それから公の施設にするのか、その辺ははっきり言えませんが、方向性としては用途変更の申請を上げる予定でいます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の勤労青少年ホームですけれども、27年度今年度中に用途変更の手続きをしたいということですが、まだ目的も決めていなくて用途変更ということも変な話だと思うのですが、今そこを使っているのは、時として二区町内会が会議等で使うこと、それから常時使うのが放課後児童クラブ、それから高齢舎事業団が事務所として使っているという実態であります。

一番多く使われているのが、福祉保健課サイドの児童クラブでしょうから、それも対象者の拡大6年生まで引き上げたことによって、今度は和室も使ったりすることになるということになれば、やはりこれは教育委員会との協議も必要でしょうけれども、学校の空き教室を使った方がよりベターかと、そういうことを踏まえて見ますと、公の集会施設が一番方向として良いのかなと、そして先ほど言ったように補助金の適正化に関する法律、適化法に抵触はしないと、起債等も残債等も残っている訳でもないし、今年度は、この予算で組んでいくのは止むを得ないとして、年内にきちんと整理する必要があると思いますが、事務的に担当課長に聞いて果たして答えが出るかどうか、副町長辺りどのように考えますか。後でお答えいただきたいと思います。

それからプレミアム商品券の関係ですけれども、全戸に購入券を発行して3セット購入できるようにしたいというお考えのようであります。それでお聞きしますけれども、それはそれで良いのですけれども、もし買いに来なくて余った場合の方法として、非常に30%も利ざやがある訳ですから、お金のある人は即刻買いに来るでしょうけれども、

低所得者の方々に対しては、やはり公平公正の立場から行けば、ある程度いつまで期間を延ばすとか、そんなことで対応をするべきではないかと、例えば1ヵ月以内に持ってきなさいとかではなくて、半年間有効ですよということをすれば、お金の工面を付けて引き換えに来るということもあり得るのかと思いますので、その辺がどう思ってお聞きをしたいと思います。

それから湿原センターの関係ですけれども、これについては人件費と電気料をアップして252万5,000円にしたということですが、私もう一度確認しますが、あくまで27年から31年までの5年間の契約ですから、このベースは今税が8%ありますから8%を入れて3,081万1,000円と、ベースは2,852万8,000円というふうに税を引きますと、これが10%になった場合、どうなるかということ想定している訳です。

そうなった場合は、当然ベースが2,852万8,000円ですから、これの消費税10%を加算した額に契約上なるということで理解してよろしいかどうか。再度お聞きします。

それから、地域活性化奨励補助事業の内容についてですけれども、ミネラルマグマンというのは本当に有効なものだと伝え聞いておりますし、是非調査をしてみたいということですから、これが確実に調査をして、これは産業団体等に呼び掛けて良いのかどうか、一番手っとり早いのは、産業団体に呼び掛けて本当に生涯現役で浜に出て仕事をす、今後ワカメとか製品にならないような、例えばウニの養殖の餌にならないような、本当の雑海藻で十分だという話ですので、それらを拾って干して、それが自分の収入になるという生涯現役で働くことによって、健康保持にもなるし、そんな良いものだと聞いていますので、是非取組んでいただきたいと思います。その辺も含めて考え方をもう一度お願いをしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） 勤労青少年ホームの関係でお答えします。先ほど議員おっしゃいましたけれども、適正化法も起債法も関係ないと、これからの厚労省に財産処分の報告をするということでもあります。それで何に使うかというのは特定しなければ報告のしようがないという事と、今の利用実態を把握して、何に転用するのかということが重要になるかと思いますが、早々に関係者、福祉保健課、商工、総務も含めまして協議をして結論を出したいと思っております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） まず1点プレミアム商品券の件ですが、当然これは21年度にも、このような交付金がありまして5千セットを販売したと言うことがありまして、その時も結局残冊が出まして2回目で、その残りを販売したという経緯があります。

それで今回も、一応期間はいつもより設けて広く周知する予定でおります。それでも期間中に購入できない、そして残冊が出た場合には2回目でまた残冊分を発行すると考えております。それと湿原センターの管理運営費の関係ですけれども、これはあくまでも、今回上げているのは、基本額は2,852万8,000円の8%乗じた金額となっております。それで今後、消費税がまた上がるということがありましたら、その都度その基本額に消費税分を乗じた額となります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） ミネラルマグマンの話はどうなったのか、もう少し聞きたかったのですけれども、取組むということですから良しとします。

それで勤労青少年ホームについては、早々に結論を出したいということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

商品券の関係、これは広く期間を取りたいという話ですけれども、どのくらいの月を取るのか。それを具体的にもし解るのであれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） プレミアム商品券の件ですけれども、販売期間を4月13日から4月25日までを販売期間として設けまして、初日の13日につきましては、午前10時から6時まで今までどおり5地区で販売いたします。

それと4月14日から18日までは、商店の協力も得まして、霧多布地区につきましては、商工会そして茶内地区につきましては畠山商店、浜中地区につきましては佐々木商店、散布地区につきましては鈴木商店、姉別地区が小西商店という事で14日から18日、その代わり時間帯が各店舗まちまちになると思うのですけれども、営業時間以内に販売すると、それと最終の4月20日から25日までが商工会のみで、午前9時から午後6時までの販売を予定しております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（伊藤敦子君） プレミアム商品券を中々現金で買えない方に対しまし

て、福祉灯油の対象者と重なる部分が多いのですけれども、低所得の方で、ひとり親世帯の方、障がい者世帯の方、高齢者の世帯の方、それと生活保護世帯の方に対しまして、金券1万円分を配布する予定であります。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 177ページの商工振興に要する経費ですが、今もお話されたのですけれどもお年寄りの方のことですが、買いもの弱者とされています。買いもの難民というような言い方もされているところもあるのですが、非常に買い物するのに足がなく困っているという事態があって、隣の標茶町での取り組みですけれども、商工総務費で臨時職員の2名を募集して、この方たちを御用聞き事業ということで参加をして商工会で取り組まれているようですけれども、月に3回地域に回ってお年寄りを集めて販売するというような取り組みを行って非常に喜ばれていると、経費は407万円くらいの経費を掛けてということですが、非常に喜ばれている取り組みがあるのですが、ここでその場合何処でそういうことをやれるのかと思って、商工振興の要する経費の町の地域経済活性化促進奨励補助というような形で出来ないのかと思うのですけれども、お聞きしますと、商品開発だというようなことであるのですが、そういう地域の商店街のお力を借りて、そして補助をしながら買い物が中々出来ない地域に出掛けて行ってやるという点では、考えられないのかどうか。お聞きしたいと思ったものですからよろしくお願いします。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただ今の議員の質問であります、買い物弱者対策ということで、商工会とも何度か協議させていただきました。それでやはり送り迎えというのですか、そういうものに対しては各商店やっているところはあります。買い物に来た人を送って帰るとか、あと注文したらそれを持って行くと、何件かそういう商店はあります。

ただ商工会の対応としましては、余り乗ってこないというのが実際でありまして、その辺も、これからこういう買い物弱者が増えていくということで、対策を練って行かなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それはどうしてかといいますと、この間も話した様に運転免許

が認知症と認定されたら返上しなければいけないという事態が生じると、近所の方の協力を得ながら対応できるというのは中々難しくなってくると、かなりのお年寄りの方が結構乗せてもらって買い物に行っているんです。そういうことが頻繁に生じてくると、これは農村部だとか漁村部、町から離れているところは非常に大変な時代になるのではないかと、そういう点で今は商店の方が自主的に対応していると、これは何処かで補助が出ているのですか。

例えば商工会から出ているとか、町から出ているとか、そういう買い物送迎といいますか、それをやっている、あるいは注文を取ってそれを配達するということは、若干の支援策でもあるのかどうか。やはりあるのかないのかではかなり違うと思うのです。

そういう点での取組みが必要ではないかという提起です。今商店で自主的にやられているところについては、商工会の補助も町からの補助もないと、その辺りを教えてください。

○議長（波岡玄智君） 商工観光課長。

○商工観光課長（海道政俊君） ただいまの質問ですが、商店に対しての補助はありません。但し支援策としても今のところ町としても考えておりませんが、例えば商工会を通して要望等があったら協議させてもらいたいと思っております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 私も段々そういう歳になってくると思うので、姉別みたいな片田舎に居ますと、そういう点でも非常に大変になってくるのではないかと思う訳です。

特に町場も店もないそういう離れた地域で、結構一人で住んでおられる方は居るんです。そういう面で是非そういう対応が出来れば良いと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 次ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 次に、第7款土木費の質疑を行います。ありませんか。

7番川村議員。

○7番（川村義春君） 191ページの安心住まいの促進事業助成金であります、これらは補正予算でも質疑しておりますが、増築及びリフォームに対する助成金として、新築は30万円、リフォームは20万円ということですが、今年度はこういう状況で行きたいという話でありました。

来年度以降の話については確認しておりませんでしたので、来年度以降もこの事業は要綱を作っている訳ですから継続されると思うのですが、近隣町村の中でも、少し高く出ているところがあるんです。上限新築の場合50万円補助しているところがありましたので、今年度はそういうことで良いと思いますが、来年度以降、検討される要素があるのかどうかをお聞きしておきたいと思います。

それから、195ページの町道維持管理に要する経費の委託料で、路面性状調査委託料ということで、道路ストック総点検事業ということの説明がありました。それで148キロメートルをやるというのですが、どの地域を総点検するのか。メーター数出ていますけれども何路線、私が想定するのは結構農村方面で国営総合農地開発事業で造った道路が、大型車両、大型機械を導入することによって、路面のくぼみが見えたりしているということで崩れやすくなっていると、それらを調査してもう一度再生するといえますか、そういう事業の用に供するのかと思っていたのですけれども、そういうことなのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、町道維持補修工事の内容については、事業調べで1、2、3、4、5は橋梁補修保持工事まで含めて5事業が載っていましたが、そこに他というのがあるのですが、他というのはまだ路線的にあるのかどうか。あればお知らせください。

それから197ページの土地購入であります。町道用地購入ということで浜中仮称ですけれども、浜中桜4号道路4,870平米、これはあそこの用地については大蔵財産というふうに伺っていますけれども、逆算して計算してみますと4,870平米の評価額がいくらになっているか解りませんが、1円で購入して10%の消費税であればぴったり535万7,000円になるのですが、そういう計算で1円で買うのかどうか。財務省の土地を購入しようとしているのかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 1点目の安心住まいの助成の関係でございます。この事業原課と致しましては、継続的に取り組みたいと考えてございます。あと額の問題ですけれども、高いところ、低いところ色々あると思いますけれども、額に関しては、当初お話したとおり最初の事業でございますし、今現在、現状で財政云々もありますけれども、この額で説明させていただきたいと考えてございます。

2点目の路面性状調査の関係でございます。148キロの内容でございますけれども、殆どは原野方面町道の1、2級、補装道路で重要な路線まずそれを考えてございます。

その他にバス路線、殆どがそういう路線でございます。ですので、町全体に分布していると、かなり路面が議員おっしゃられたとおりクラック、わだち、平坦が波打っているという状況でございますので、それをきちんと調査させていただき計画をもって対処していきたいという内容でございます。

維持工事の関係でございます。詳しく申し述べたいと思います。他の内容でございますけれども、西7線通りと2条中通り、それと茶内旭3丁目それと橋梁補修工事、この他の内容についてご説明したいと思います。その他に霧多布3条通り局部改良工事と致しまして、これは西通りから中央通りのまでの間でございますけれども、これで500平米程度のパッチングを予定しております。それと茶内橋北横2条通り局部改良工事、これは歩道の改修で60メートルを予定してございます。

それと福島基線道路他4路線局部改良工事、これはわだち等の改修工事、これは原野方面結構傷んでいるところがございまして、その中から約1,000万円程度の事業を予定しております。それと運動公園通り局部改良工事、今運動公園通り道道から200メートル程度、このオーバーレイを予定してございます。それと琵琶瀬地区側溝補修、それと榊町地区の側溝の蓋の改修ということで300万円程度を予定してございます。これが一応他の事業ということでございます。

土地購入でございますけれども、本来1,100円ということでカウントしてございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 川村議員。

○7番（川村義春君） 今の財務事務所から購入する土地については、平米あたり1,100円で解りました。財務事務所の方には、既に申し込みというのですか、そういう具体的な話は進んでいるのでしょうか。どの程度まで進んでいるのか。進んでいなければ予算計上出来ない訳ですけれども、いつの時点で購入する予定でしょうか。この土地については、給食センターの建設用地になると思いますけれども、そう理解して良いですか。

それと町道補修工事費の関係ですけれども、他というのは意外と結構ありました。これは大事なことだと思います。これは事業調べにも出てきておりませんでしたから、結構事業をやってくれるという事で聞き取れなかったのは、福島基線他4路線で1,000万円ということですが、福島基線他4路線というのは何なのか、来年度以降ですけれども、後で原課に確認に行きますから出来れば事業調べを作る時に、具体的に細かく入

れて欲しいなど。資料として出す時にそういう方向で考えていただけるかどうかだけ聞きたいと思います。

それから195ページの路面性状調査でありますけれども、殆ど町道の1、2級農村が主ということですから、昔、国営農地開発事業で造った幹線道路というふうに思っております。私が想定した通りだと思っておりますが、バス路線もその中に入っているのです、それらも調査したいということで、大きくクラックが入っていたり窪んだりしているということですから、これはオーバーレイといいますか、舗装のし直しをするということで捉えてよろしいでしょうか。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 平成27年度の主な事業調べについてですけれども、これは企画財政課の方で調整しておりますので、これらの事業内容等について、来年度以降、もう少し内容が解り易くなるように作り方の検討をさせていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（佐藤佳信君） 財務事務所の土地の購入に関わりまして、現地の方に年前に釧路財務事務所の担当者も立会してございます。

それと平成27年度普通財産取得計画書という、財務事務所から書類の提出以来がございましたので、こういう計画がありますということで、提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 路面性状調査の関連でございます。議員おっしゃられたとおり開パで舗装された道路が主でございます。直す方法ということでオーバーレイというご指摘ですが、やはりこれは性状調査をやった後、オーバーレイが良いのか路盤のうち替えまでしなければならないのか。それは調査の内容、状況に基づいて改良するというところでございます。

○議長（波岡玄智君） 3番鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） 1点だけお願いいたします。

195ページの備品購入費、除雪車両購入です。小型除雪ロータリー車購入費ということで、3,883万6,000円です。

たまたま新聞に出ていましたけれども、道の方が更新時期を迎えたら除雪車を払い下げるといいですか、メーカー下取り価格と同等の程度で払い下げということで、2月中に各市町村に通知し、希望を募るといった記事が出ておりましたけれども、これとは違うのでしょうか、たまたまこの時は合致する車両がなかったということなのかどうか。聞いておきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） この除雪機購入とは、今議員がおっしゃられた払下げとは合致してございません。

○議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

○3番（鈴木敏文君） そうすると今後どうなりますか。例えば道内各市町村から希望が上がってきますよね。更新の予定がある訳ですから、そうすると、どういう優先をこれは道が決めることですから解りませんが、浜中町も今後予定されているものを申請して置いときますよということの捉えで良いのでしょうか。その関係お願いします。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 道の払下げ町でどうしても必要だと、これは安いから良いよという事で合致した場合、そういう手法もあり得るのではないのかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） 191ページの安心住まいる促進事業の助成金のことについて伺いたいと思います。

これは、ここに事業調査書に書かれているのですけれども、補正予算で計上されると、だから今後については減額予定というのは前倒ししているからという意味合いでよろしいですか。

それともう一つは、確か条例の中に金券で助成金というのは出すというようなことが書かれていた様に記憶しているのですが、その金券というのはどういう意味合いなのか説明していただけますか。確かこのリフォーム制度の一般質問をした時に助成金というのはどうしますかと言った時に、現金で支払いしますというようなお答えがあった記憶があるんですが、金券というのはどういうことなのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 当初、現金という形で言っていたと思います。その中で当初、現金でという話だったのですが、やはりお金を町内に回すということから、町内で使え

る金券という形での対応ということにした訳でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、最初の現金という考え方を変更されたということですか。確かあの時は使いづらいのではないかという事で説明があったと思いますが、替えられた根拠というのは、金券にしてここで買ってもらうということを優先したということでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員おっしゃられるとおり現金でしたら、個人と業者だけになります。浜中町内で使える金券ということで、お金が町内で有効的に循環するという考えの基に決定しているものでございます。

○議長（波岡玄智君） 1番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 1点だけお願いします。

199ページ、河川維持管理に要する経費ですけれども、これは前回議会でも確認していますし、要はノコベリベツ川の支障木ですね。これは年次計画で国道まで伐採作業をすると明確に答えられておりました。それで今回の予算を見ると、予算計上がないのでけれども、そこら辺はどういうことなのかご説明願います。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 議員おっしゃられるとおり、年次計画という話はしてございました。この度26年度まず伐採、柳橋から人道橋まで、まずここを今年度は検証させていただきたい。効果ですけれども、大雨以降まだノコベリベツ川は氾濫していない訳ですけれども、一度市街地の伐採をやったことによって、かなりの効果も期待できた訳ですけれども、これ以降まず今回検証させていただき、これを基に今後の計画もまた立てていきたいということで、特に27年度予算から今回伐採の部分は、一応落とさせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 木を伐採したことの効果を検証してから考えたいという答弁でございました。また随分慎重に考えられてきたなと思いました。

再三、この問題に関しては繰り返していますけれども、当初、洪水が起きた段階での質問に対しては、もう二度と床上には上がらないような対策を講じていくと町長もおっしゃっていました。抜本的な対策というのは無理ですから、まず出来るところから支障

木を伐採したという説明でありました。それを国道までやることによって効果があるので年次計画でという答弁でございましたけれども、それがあの間だけを伐採したことの効果を検証してどうですか。また洪水になった場合は、どう対応されるんですか。最初からそういう考えがあったのか。あそこまでやって効果を見るんだと、水の増え具合を見るという考えがあったのであれば、何故、当初からそういう説明をされなかったのか。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） まず、当初洪水を見てやれることは最低限伐採だと。市街地を守るためには、そこを通過する水の量を増やしてやると。それで幾らかでも水位が下がるだろうという事で伐採計画を考えた訳でございます。

その中で今回伐採計画を中止した訳ではないのですけれども、この効果、検証も含めて根本的には解決できないと、取り敢えず認識はしております。

ただ、現実的に伐採が有利ということで掛けた訳でございますけれども、これ以降のことを伐採も含めまして、他の第3の手立ても考えたいという、1つのまだ時間的に全て計画が出来ている訳ではございませんけれども、伐採もしつつ他の手立ても考えたいということでございます。

全ては変更したという訳ではないのですけれども、そういうことで第2の手段も考えたいと、それが今年度伐採を取りやめたものの変り的なものを何とか導きだしたいなという事があります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 伐採に代わる何かを導きだしたいなと、そこが難しいから取り敢えず伐採という話だったと思うのですけれども、それを国道まで繋げることによって効果が見込まれるということで始まった事業です。あそこまでのもので効果が見込まれるということであれば明確に教えてください。

前回おっしゃっていた年次計画というのは何ですか。ということを再度聞いて終わります。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 伐採に関して年次計画と申しました。やはり通水を良くする為にはということで考えてのことでございます。

それが様子を見るという状況ということで、今回は見送った訳ではございますけれども、それはやはり計画をそのとおり実行するのは、取り敢えず当然のことですけれども、

やはり少し不確定な要素といいますか、それが考えられましたので計画と言いつつ今回は見送らせていただきました。

ただ市街地を洪水なり、洪水に伴う床上浸水から何とか救いたいという気持ちは当然持っていますので、その中で27年度もう一度考えさせてもらいたいということでございます。洪水に対しては出来るだけの対応は考えたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点お願いします。

1点目は191ページの安心住まいるリフォーム、このリフォームについては、あなたはリフォームの制度を受けますかというのが、業者にずっと回っていきまして申し込んだという業者もおりまして、この間も強風がありましたよね。役場に聞いたら、風速が26,6メートルありましたと、自分の家の屋根が飛ばされると思って電話したんです。怖いということで消防に電話して、そしたら他に3件ほどもう飛んでしまったので少し待ってくれませんかと言われました。

○議長（波岡玄智君） 本日の会議時間は議事の都合上によって、あらかじめ延長します。どうぞ。

○10番（加藤弘二君） そしたらリフォーム制度を申し込んだので、是非やってくださいと、お金も余らないから調査だけしてと頼んだのですけれども、これについては、やはり建設業関係の方は、とても期待を寄せているように思います。

先程から、ここでは質問があったのですけれども、答弁で解らないのが1点あります。この金券というのは何なのかというと、私が今まで町が発行した金券というと、プレミアム券で1,000円、500円とかの金券しか見ていないのですけれども、あのことを考えて宜しいかどうか。

それからもう1点は、195ページの町道除雪業務委託料についてです。今回、今年度除雪に要する経費として、前年度もそうでしたけれども4,000万円計上されています。26年度は補正予算も含めて、合計で1億5,000万円計上したと思うんです。というと1億円以上の除雪にお金がかかった、それから天候の不順で浜中町だけでなく、釧路管内では標茶町や弟子屈町等がひどい状況だったし、羅臼を見たらもう大変な状況です。これは大きな災害ということで、うちの町では1億円以上もお金がかかっている訳です。特別災害援助金のようなものを要求して、それが受け取れるようになったのかどうなのか。この辺のところは今年だけで終わるとは考えられないと思うので、新

年度も4,000万円やったけれども、また1億円以上も上積みしなければならないという状況になれば、やはり町の財政についても逼迫する状況にあると思うんです。

そういう時に豪雪ということでは、26年の場合、西日本の日本海側はそうでもなかったようなので、国に金を付けてくれという要望をして、そういう備えというのが大事ではないかと思います。それとお金の面はそうですけれども、余りにも雪が降りすぎて最後に雪が降って以来、除雪車は幹線道路だけ走りまして、後は小学生が学校まで通う歩道は除雪されてなくて、子ども達だけではなくておばさんや爺ちゃん達は車道を歩いているんです。車は十字路では本当に真剣に左右確認を3回も4回もして、大きな道路に出なければならない。建設課に電話して孫が車道を歩いて行かないと学校に行けない状態なので何とかしてくれと言われたので、課長の方に電話を入れたら除雪機では間に合わない排雪しなければならないんだと、結局、太陽の熱で雪が融けるのを待った状態で排雪活動もピタッと止まってしまった、これもやっぱり私たちの町にとっては、初めてのことでなかったのかと思いました。お金も尽きたから何も手をつけられない状態かと受け取ったのですが、そういう状態というのは、浜中町全体で大変だったあるいは色んなところから色んな苦情が来たのではないのかと思うのですが、そういう町民の苦情等は届いておりましたか。それに対する対応はどうでしたか、ということで答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 191ページの安心住まいるの関係の金券の発行ということでございますけれども、これについては、今商工費の方で組んでいるプレミアム商品券とは全く別物で、今年度新たに町で金券を発行しようとしております。

それでこの予算化についても、今回予算で上げさせてもらっていますけれども、浜中町が発行する金券で町内でしか使えない金券ということでもあります。例えばJTBとか色んな1,000円券とかありますよね。その町内版です。浜中町でしか使えない金券を発行して、地元で利用してもらおうということで消費拡大を考えています。

それと除雪の関係の交付金のお話でございますけれども、今年度特に道東地区が豪雪ということでお話がありまして、先に国の方からも除雪経費の前倒しを通常特別交付税で予算化されております。それで国の方から特に、弟子屈方面とか内陸方面の市町村には、例年以上の豪雪があるということで、3月交付税を前倒しする形で一部に交付されておりますけれども、当町については、その基準まで達していなかったという事で正直うち

の方には声が掛かっておりません。

今年度、既に1億3,000万円近くまでいっているというお話聞いていますので、かなり昨年度から見ると、単純に3,000万円近く増えていますので、これらの財源については、今後3月に交付される交付税、これらにも要望として数字は既に上げていきますので、これに期待するしかないのかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 苦情の問題でございます。本当に今年は例年になく山方面はいつもですけれどそれ以上に、霧多布市街はまたそれ以上に降ってございます。その中で確かに3月に入ってから若干雨も降った時もございます。それでいくらか融けたこともございます。道が悪いという苦情は寄せられました。少し遅れているんですという事で理解を求めたところでございます。

それでも市街地から特に霧多布ですけれども、霧多布市街の歩道は本当に何と申しますか学校の前、それと幹線に面した一部しか開いていない状況でございました。その中でも開いていないから開けてくれという、苦情は私のところでは1回もなかった、やはり町民の皆さんがかなり町の懐具合もそうでしょうけれども、理解してくれたと思っています。

ただ、町道を管理する上にとっては非常に困った状況だったことは確かでございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 企画財政課長に対しては1点だけです。金券と言ってもプレミアム券といったら解るのですけれども、このリフォームの金券はスマイル券とか、金券の名前があった方が良くと思うので、そういう考えがあるかどうかです。

それから建設課長に対しては、私が爺さんから孫が登校中に車の事故に遭うようなことがあったら誰が責任を負うんだと言われて課長のところに行ったら、これは難しくて出来ないんですよと言われてたので、また爺さんのところに行ったら、お前が責任を負うのかみたいなことを言われましたが、大変だろうと言って許してくれたので、ただこういう事というのは初めてだったのでやっぱり困るんですよ。

除雪車でも出来ないし、排雪車でダンプで雪を排泄するというのも、中々手付かずだったので2～3日中には何とかかなりますくらいの、少なくともそういう返事が出るように原課としても工夫しておいてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） この度、発行しようとしている金券でございますけれども、急に国の補正が出てきたということで、戸惑っているところでございますけれども、実はこの安心住まいるの関係、これは土木サイドの方から、新年度からの新規事業ということで当初から要求のあったものでございます。

議案の関係資料の方に、安心住まいる促進事業の実施要綱が付いておりますけれども、この要綱を作った時には、この金券の名称を浜中町ピリカ金券というような名称で、今要綱も既に整備されておりました。その後、今回の補正のお話が来たものですから、改めて金券を発行する為の今要綱等も整備しながら、その名称についてもどうするのか、このピリカ金券でそのまま行くのかどうか。これらについて今後内部で検討しながら、この金券の発行に向けて事務を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（中川亮君） 除雪の問題でございます。本当に今年は何と申しますか、かなり厳しい状況だったと認識しております。歩道も満足に整備されていないと申しますか除雪されてない状況ございました。

ただ、本当にこの状況というのは厳しい状況でございます。極力道路維持、道路管理の安全ということを考えれば、もう少し工夫した形で工夫というか良い方法を導き出して除雪にあたりたいと考えてございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで第7款土木費の質疑を終わります。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

(延会 午後 5時16分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員